

1 議 事 日 程 (第 2 日)

(平成 2 3 年第 2 回有田川町議会定例会)

平成 2 3 年 6 月 1 5 日

午前 9 時 3 0 分開議

於 議 場

日程第 1 一般質問

2 出席議員は次のとおりである (18 名)

1 番	増 谷 憲	2 番	堀 江 眞智子
3 番	橋 爪 弘 典	4 番	東 武 史
5 番	岡 省 吾	6 番	前 勢 利 夫
7 番	湊 正 剛	8 番	佐々木 裕 哲
9 番	森 本 明	10 番	殿 井 堯
11 番	坂 上 東洋士	12 番	楠 部 重 計
13 番	新 家 弘	14 番	西 弘 義
15 番	中 山 進	16 番	竹 本 和 泰
17 番	亀 井 次 男	18 番	森 谷 信 哉

3 欠席議員は次のとおりである (なし)

4 遅刻議員は次のとおりである (なし)

5 会議録署名議員

9 番 森 本 明 11 番 坂 上 東洋士

6 地方自治法第 1 2 1 条により説明のため出席した者の氏名 (20 名)

町 長	中 山 正 隆	副 町 長	山 崎 博 司
清 水 行 政 局 長	保 田 永 一 郎	会 計 課 長	西 尾 幸 治
総 務 課 長	山 田 清 美	企 画 財 政 課 長	武 内 宜 夫
消 防 長	前 田 英 幸	福 祉 課 長	大 方 肇
環 境 衛 生 課 長	河 島 一 昭	住 民 課 長	楠 伸 二
税 務 課 長	高 垣 忠 由	建 設 課 長	東 信 行
産 業 課 長	福 原 茂 記	地 籍 調 査 課 長	山 本 泰 司
水 道 課 長	前 守	下 水 道 課 長	東 敏 雄
教 育 委 員 長	早 田 智 代	教 育 長	楠 木 茂
こ ども 教 育 課 長	坂 上 泰 司	社 会 教 育 課 長	三 角 治

7 職務のために議場に出席した事務局職員の職氏名 (2 名)

事 務 局 長 山 下 時 克 書 長 記 林 美 穂

平成23年第2回定例会一般質問者及び項目表

通告順	議員名	質 問 項 目
1	佐々木裕哲	①町職員の不祥事の再発防止策を問う ②町県民税の納付書について聞く ③町のイメージアップにご当地キャラクターの活用を
2	岡 省吾	①「二川温泉」の今後について
3	森本 明	①尾岩坂瓦礫処分場について ②機構改革について
4	殿井 堯	①機構改革について ②今後職員の指導について
5	前勢利夫	①平成25年（第19回）全国棚田サミット対応について ②管内一般国道整備促進について ③林業振興について
6	増谷 憲	①防災対策について ②こども医療費について ③国保税の引き下げについて ④機構改革について
7	竹本和泰	①交通不便地の対策について
8	堀江眞智子	①教育環境の整備 ②自校給食の推進
9	楠部重計	①藤並学童クラブ保育施設の充実に関する進捗状況を問う

8 議事の経過

開議 9時30分

○議長（新家 弘）

おはようございます。

ただいまの出席議員は18人であります。

定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日、一般質問のライブ中継に当たり、機器の操作のため担当職員が議場に出席しております。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

また、説明員は、町長ほか19人であります。

……………日程第1 一般質問……………

○議長（新家 弘）

日程第1、一般質問を行います。

配付のとおり、9名の議員から通告をいただいておりますので、順次許可します。

……………通告順 1 番 8 番（佐々木裕哲）……………

○議長（新家 弘）

8 番、佐々木裕哲君の一般質問を許可します。

8 番、佐々木裕哲君。

○8 番（佐々木弘哲）

おはようございます。今回 9 名の議員が質問しますが、私は通告書のとおり 3 つの事項について質問させていただきます。

まず第 1 番目の町職員の不祥事の再発防止策についてお聞きします。

今回、また我が町にとって不名誉な事件が起きました。職員を管理する立場の者が、勤務中に公用車でパチンコへ。それも過去 4 年間と聞きます。このような話は、全国市町村でも聞いたことはありません。合併してから今まで、懲罰委員会にかかわる不祥事が、懲戒免職 1 件、停職 6 カ月が 2 件、そして今回の停職 2 カ月が 1 件と 4 件も起きています。このようなことを比較するのはどうかと思いますが、全国市町村の職員数からみても、発生が多いのではないかと思います。なぜ、このような不祥事が起きるのか、起きた本人だけの問題ではないのではないかと私は思います。根本的な原因を考え改革しなければ、また起きる可能性があります。

今回、私がこの問題を質問するのは、今回の当事者の処分が重いか軽いかということではありません。ただ、今回の不祥事は、公務員としての自覚のなさが原因であることは当然であります。一番の原因は勤務中にパチンコへ行ける職場の雰囲気であったのではないかと思います。要するに、この職員はパチンコへ行って遊んでいられるぐらい仕事が暇であったのだと思います。町民も民間企業に比べれば、役場の職員が多過ぎると以前から言われていますが、今回のこの 1 人の職員の行為が、まじめに一生懸命働いているほかの職員も一緒に見られ、一番辛い思いをしているのではないかと思います。何かにつけ、役場が結構なものやと今まで言われています。町長や副町長がどのように思っているのか、後で聞きたいと思います。

それと同時に、いつも事あるごとに再発防止策が、必ず改めて全職員に対して地方公務員法の遵守の徹底に取り組み、再発防止策に努めるように指示するとともに、全職員が一丸となって努力しますと言われてっていますが、もっと具体的な再発防止策をお聞きしたいと思います。また、再度不祥事が起きたときは、どのような対応をするのかもお聞きしたいと思います。

次に、2 番目の質問に入らせていただきます。町県民税の納付書について質問いたします。

県の納付書は納期日 1 カ月前に送られてきますが、我が有田川町は 2 週間前に送られてきます。これは、各市町村によって異なりますが、電算処理を依頼している業者にも関係あるかと思いますが、もう少し県税並みにならないかという声が多いのです。町税の中でも、特に固定資産税の高額納税者の方もいるのも事実です。また、お

金の準備も必要です。もう少し気配り的な事務処理ができないかお聞きしたいと思います。

続いて、3番目の質問に入らせていただきます。町のイメージアップに御当地キャラクターの活用を考えてみてはという質問ですが、これは私より、できれば行政側に提案したいと思います。

我が町には、全国に発信できるブランド特産品等がたくさんあります。中でもミカン、サンショウ等有名です。これらを町のイメージアップにできるのではないかと。例えば、それらを今、各市町村で活用されている御当地ナンバー、これは125CC以下のナンバーですけれども、これらに利用し、我が町のイメージアップにしてはと思うのですが、一度検討されてはどうかと思います。特にミカンやサンショウ等のキャラ、どこかの市町村がこれを採用すれば、もうまねはできません。西日本ではまだ少なく今がチャンスだと思うのですが、一度検討されてみてはいかがかと思います。これは、かなり今の時代に沿ったキャラを活用するということで受けるのではないかと思います。

第1回目の質問を終わらせていただきます。

○議長（新家 弘）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

おはようございます。今回もまた、9名の方が御質問をしていただきます。できるだけ丁寧にお答えをしていきたいと思っております。

まず、佐々木議員の御質問にお答えをしたいと思います。

町職員の不祥事の問題であります。今回、本当にいつも気をつけているんですけれども、あつてはならない不祥事が発生をいたしました。全部の職員というよりか、ほとんどの職員が町民のために一生懸命に仕事をしている中で、こういった不祥事が起きたということは非常に怒りを覚えると同時に、まことに遺憾に思っております。本当に町民の皆さん方が職員に信頼を寄せている中で、その信頼を大きく失墜させたということは、私にも十二分に責任があると思っております。町民の皆さん方に心から深くおわびを申し上げたいと思っております。

佐々木議員がおっしゃられるとおり、合併後、4件の懲罰委員会にかかる不祥事がありました。平成19年11月に横領事件、それから平成21年1月に酒気帯び運転、それから平成23年2月に自動車の過失致死事件、そして今回の公用車で出張中にパチンコに行ったということでもあります。今回のことについても3回、懲罰委員会を開いていただいて検討をしていただいて、停職2カ月という処分にさせていただきました。今回、地方公務員として基本的な精神や心構えを再認識し、町民の信頼及び信用の回復に向け、一層の努力をすることを職員に命じたところであります。特に、課長会においても、このことについては部下に厳重注意して、二度とこういうことが

起こらないように徹底して指導してほしいということも命じました。そのために、改めて地方公務員法、それから有田川町の職員の服務規程、町職員の倫理規程及び職員の懲戒処分の基準に関する指針を職員全員に配信しております。このことで、法及び規程等を厳守するように全職員に命じております。

具体的には、管理職が課員の状況を把握するため、業務日誌をつけることの徹底とか、すべての公用車に有田川町という町名を張りつけました。こんなことは、張りつけなくてはならないということ自体、非常に残念に思うわけなんですけれども、今回の事件についても、その公用車については無名の公用車であったということで、現在、すべての公用車に有田川町の公用車とわかるような措置を講じております。

また、こんな事件が起こった場合、本人から報告するんじゃないし、職員がわかった時点で速やかに所属長を通じて副町長のほうに連絡するように、これも徹底するように命じております。それから、ほかにも今後において、機会があるごとに綱紀粛正の徹底を図るように指示して、徹底して再発防止に取り組み、1日も早く町民の皆さん方の信頼を回復できるように全員一丸となって努力してまいりますので、御指導のほどよろしくお願いを申し上げます。

それから、町のイメージアップの当地キャラクターという提案であります。

有田川町のブランドといえば、まずミカンであります。現在、JAありだがミカピーというミカンをデザインしたキャラクターをつくっており、出荷段ボールやポスターなどいろいろなPRをしております。ミカンのPRについては、やっぱりこれは有田の特産であるので、有田川町のみだけというよりか、今後は有田一体となって取り組んでいくのが大事じゃなかろうかと思っています。

そういった意味で、先日、有田市と共同で、甲子園球場でみかんナイターという日を設定していただいて、ミカンの消費拡大、宣伝と同時に、有田川町、有田市の特産物、あるいは観光のパフレットを同封して5,000名に配布をしてきました。また、このナイターで、私初めてでしたんですけれども、甲子園のマウンドで始球式をさせていただきました。ちなみに、投球は1メートル前から放らせていただいて、ワンプラウンドで辛うじてど真ん中に投球することができました。フォークボールを放ったので、プロの1番バッターは見事に空振りをしました。

それで、この間も有田郡の3町で広域商工会、オレンジ協議会というのがあります。ここでも特産物とかいろんなPRについては共同でやったらいいん違うかということで話が出まして、それは3町ともこれにも合わせて協力して、今後、今の特産物については広域商工会のオレンジ協議会と共同で、また秋にでもミカン、サンショウ、その他の特産物のPRを行いたいと思っています。

こうしたことを、本町においてもミカピーの携帯ストラップというのも作成して、PRにも活用しています。また、県外等でミカンの促進販売を行う場合も、農協からミカピーのぬいぐるみを借りて、イベントの盛り上げに活用していますので、有田み

かんに関してはキャラクターも統一するほうがいいのではないかと考えております。また今後、有田川町独自のキャラクターが必要であれば、今後検討していきたいと思っています。当面は1市3町とJAが連携して、今のあるキャラクターを活用して、有田みかんのさらなるブランド化を目指したいと考えています。

もう1つの特産物のサンショウでありますけれども、これについてはブドウサンショウをモチーフとした7種類のキャラクター、山椒ブラザーズというのがありまして、いろんなパンフレットやふるさと開発公社などの送迎車などで目にすると思います。また、このうちげんき山椒、山椒こまちの携帯ストラップを作成してPRに活用しています。こうしたキャラクターについては、数があればいいというものでもありませんので、現時点ではミカンとサンショウを中心に、さらに全国に発信していけるように努めてまいりたいと思います。

また、議員御提案の御当地ナンバーの件でありますけれども、これも関東地方がもうたくさん、既にやっているところとか、準備をしているところが非常に多いようがあります。このプレートについては、恐らく今のプレートよりか3倍ぐらいの値段がかかると聞いております。当然、またこれをするについては買っていただかなければなりませんので、そういうことも含めて今後前向きに検討をさせていただきたいと思っています。

以上です。

○議長（新家 弘）

税務課長、高垣忠由君。

○税務課長（高垣忠由）

佐々木議員の町税の納付書の発送時期等について、御質問にお答えします。

町税の納期については、納期限のころに、町の広報誌のお知らせ欄に税目別、納期限ごとに毎回掲載して啓発を実施しているところです。ことし23年度の固定資産税の納税義務者は1万2,908人、町県民税の普通徴収の方ですけれども4,838人、軽自動車で1万1,635人の納税義務者の方がおられます。町行政に御協力をいただいております。納税通知書はできるだけ早い時期に納税者に着くようにしていますが、固定資産税、町県民税の課税時期になりますと、税務署との修正、償却資産ですけれども、閲覧事務や電算事務処理等の関係もあり、納税通知書は2週間前に、今、議員おっしゃったとおり、発送しています。第2期以降の納付書については、1カ月前後に発送している状況です。町税の徴収方法については、地方税法で、納税通知書は遅くとも納期限の10日前に納税者に交付しなければならないと規定されています。今後は、納税通知書の発送については、早い時期に発送できるよう検討をしていきたく存じます。

もう1つですけれども、町のイメージアップの当地のキャラクターということで、町長と重複するところもありますけれども、答弁させていただきます。

現在、県下の市町村では、キャラクター入りの標識ナンバーの活用をした市町村はありません。他府県では、岐阜県の関市、三重県の鳥羽市、広島県の尾道市などの市で活用されています。関市の税務担当者にお聞きしたところですが、ことしからキャラクターの標識をつくるようでございます。その前に申し込みをとって、どのぐらいのナンバーが要るかとか、そういうのによって、ことし作成しているそうです。有田川町のキャラクターについては多種多様なところに活用し、有田川町のイメージアップにつながると思います。

今回御質問で、例えば、町の原動機付自転車等への標識番号をキャラクターの標識にかえますと、町長が申されたとおり、2, 500枚で3倍近いこととなります。現在、2年分ぐらい標識が残っています。今後は、費用対効果等を考えに入れて、町のイメージアップに活用し協議していきたいと存じます。

以上です。

○議長（新家 弘）

8番、佐々木裕哲君。

○8番（佐々木弘哲）

再質問をさせていただきます。

今、町長と担当課長に3項目についてお聞きしたんですけれども。まず、町長が言われるように、この不祥事の件なんですけれども、もう私もそのようにしていただければいいかと思うんですけれども。

しかし、今回の事件は、まず公務員というのは、これは国家公務員も含めてですけれども、一般社員と違って身分が定年まで保障されています。もちろん、これは当然でございますけれども。その反面、その反面なんです。服務規程とか、特に守秘義務とか職務専念義務、信用失墜行為等については、民間企業よりかなり厳しく設定されております。しかし、最近のいろんな世の中の不祥事では、民間企業のほうが厳しい感が、私はそう新聞紙上、ニュース等でそのようにとらまえています。

それに、今までの懲戒処分も、町民感情と大きな開きがあるのではないかと思います。特に懲罰委員会は、副町長、教育長及びその他課長5名以上の構成となっておりますが、委員の中に第三者も入れられるような規程を考えてはどうかと思います。身内で処分となれば、どうしても甘くなるのが世の中の常となるのではないかと思います。

ちなみに、最近のこのパチンコに関する不祥事でちょっといろいろ情報を調べたんですけれども。福島県の保育所長58歳がパチンコして見つかって、9カ月の停職となっております。京都市の市職員で統括主事56歳が、4回パチンコをして懲戒免職となっております。また、最近の和歌山県では、県教育関係で飲食物損事故で、この先生は50歳の方なんですけれども、即懲戒免職となっております。また、ある55歳の先生ですが、1万4,000円を万引きして即その場で取り押さえられ、すぐお金を払ったんですけれども、これも警察へ通報されて懲戒免職となっております。かなり厳し

い処分になっているのも事実だと思います。

それと2番目の納税書については、1つこれは電算処理の関係もあるし、委託してやることもあろうかと思えますけども。とにかく、しかし、県税が1カ月前に送ってくる、町税が2週間前ということになってくると、どうしても町民が比較するんですね。県は1カ月前に送ってきたのに、なぜ町は2週間前よということになりますので、ひとつその点はいろいろ事情はあろうかと思うんですけど、できるだけしていただきたいと思えます。固定資産税の中でも、一括納付で何百万円という方もございます。定期を解約して口座振替で入れておかんなんというような方もありますのでね。こういうことを言うたら失礼ですけども、少額納税金額であれば、そういうこともそんなに大事ではないかと思うんですけど、やはり何百万円ということになってきますと、そんなに手元へお金を置いておらないと思えますので、その点もひとつ配慮していただきたいなと思えます。

それと御当地ナンバーの件なんですけど、この御当地ナンバーができるようになってから全国的に市町村で、特に産業、観光振興のために積極的に取り入れております。特に、町長も言いましたように、東日本が多いのではないかなと思うんですけども。例えば、静岡県のお殿場市、これは富士山のふもとですけども、ここの鑑札は富士山のマークになっております。普通、鑑札というのは四角い格好をしてるんですけど、それが富士山の格好のナンバーということで非常に目について、後から車で走っていても、「何や、これは」というようなイメージアップというんですか、何か印象を与えるようなこともされております。

また、香川県の宇多津町というところなんですけど、そこのシンボル、うみ蛸というのがあらしいんですけども、そこのイメージキャラのうみんを形どった鑑札ですね、ちょっと変型的な、とにかく若い子に受けるような鑑札をやっているということです。先ほども言いましたように、今、原付のナンバーを受けるのに確か1,000円だと思うんですけども、これ導入しても費用は申込者が負担することであって、町がその分を負担するということではございませんので、仮に2,000円や3,000円になったとしても、町には負担はかからないと思えます。車のパーツですか、車買うていろいろパーツ、スポイラーつけたり、いろいろなことする方もございますね。そのような感覚で若い子がどんどんどんどんそれを取り入れたいと。格好いいさけ取り入れたいというようなことであるそうでございますので、そこらも一遍、特にミカンとか。ミカンの格好なんかした鑑札だったら、恐らく私は受けるだろうと思うんですけど。そこらも一遍研究していただきたいなと思えます。このことについて、もう一度町長と副町長にちょっとお聞きしたいなと思えます。

○議長（新家 弘）

副町長、山崎博司君。

○副町長（山崎博司）

今、佐々木議員の懲罰委員会の御質問がございました。

この件について、今、町内の職員、あるいは教育長で構成しておりますが、今後、民間の方を入れたらどうなというお話でございますので、十分検討をさせていただきたいと思います。

○議長（新家 弘）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

佐々木議員に再度お答えをしたいと思います。

民間企業と比べたら、あるいは県と比べたら、非常に今回の処分は緩かったん違うんかなという御指摘でございます。幾分そういうことがあると思います。ただ、これは果たして、これ全部懲戒免職にして、裁判に持ち込まれれば勝てるという補償は全然ないと思いますし、できたら、罪を憎んで人を憎まずという立場で御理解を賜りたいと思います。今後、懲罰委員会のメンバーも含めて、あるいは服務規程とか懲罰規程をもう少し見直してみたいと思います。

それから、当地ナンバーについては、恐らく若い子に買っただけという話であると思います。今のナンバーについては、来てくれたとき、登録してくれたときに無料でお配りをさせていただいてます。今度はそういったやつをつくれれば、ある程度個人負担でお願いしなければならないと思います。そういったことを含めて前向きに、先ほど答弁させていただいたように、前向きに検討をさせていただきたいと思います。

それから、納付期限についても、またいろんな、これも難しい問題も電算の関係であるようですけども、検討をさせていただきたいと思います。

○議長（新家 弘）

税務課長、高垣忠由君。

○税務課長（高垣忠由）

佐々木議員の質問にお答えしたいと思います。

納税通知書については、町長が申し上げたとおり、協議して今後検討したいと思います。以上です。

○議長（新家 弘）

8番、佐々木裕哲君。

○8番（佐々木弘哲）

再々質問、最後の質問をさせていただきます。

くどいようですが、1番目の質問をさせていただきました不祥事の件でございます。今回の事件は、町民から匿名の通報により発覚したということです。ここが一番の問題だと私は思うんです。なぜ今まで、課長やその他の管理者が4年間の自分の部下の仕事の内容、仕事ぶりを知らなかったのかというのをお聞きしたいんです。ここが一番の問題だと思うんです。厳しい言い方をしますが、管理者としての能力がな

かったのかと言いたいのです。部下へ任せ切りであったのではないかと思います。

それと最後に、課長やほかの管理者の方にも言っておきたいことがございます。中には自分の部下が一生懸命残業をして仕事をしているのにもかかわらず、「お先に」と言って帰る者があると聞いております。残業を命令した以上は、だれか管理者が部下が仕事をしている間、いるのは当然当たり前だと思うのです。ちょっと考えられないようなことを私は聞きました。そのための管理者であり、管理手当を出しているのではないのでしょうか。課長とか課長補佐というのは、部下を管理するための役職なんです。もちろん事務もありますけども、そのための管理者なんです。だから今回の件も、余りにも任せ切りが出た。

恐らく今回、パチンコなんていうのは私も今まで過去にもしましたけど、10分や半時間では終わりません。時間が何時間でも、これはもう負ければ必ず勝ちたいということで、時間があれば行き切ります。それが人の人情なんです。恐らくこの職員も、晩に何時に帰ってきたのかは知りません。夕方何時に帰ってきたか知りませんが、恐らく課長が、「おまえ、どこへ行ってきたんな、きょうは。ちょっと遅いんと違うか」とか、「どこどこへ行ってきたんかな」と。法務局へ行ってきたんだったら、「ちょっと今ごろまで法務局はあいてないぞ」というふうなことを注意しておれば、こんな事件は起こってないと思うんです。ここに一番問題があるんです。

だから私も言いましたように、「お先に」と言って帰るような管理職だったら要りません。自分が帰るんだったら、だれか課長の下の方にいろいろ頼んでおいて、「ほんますまんけど見てやってくれよ」と言って帰るのが世の中の常なんです。黙々と1人や2人でやってる職員もありますよ。私もそういう光景、今まで何回も見てきました。それだから、こんなことになるんよ。これだけ1つ、もう町長以下、十分わかってると思うけど。特に町長、副町長。特にこの内部事務の責任者というのは副町長ですよ。町長は対外的な全般的なことを把握しなければならないんで、内部を統制してぐっとひもを締めてるのが副町長の仕事だと思いますので、その点、私かなり厳しい言い方をしますが、最後に副町長の答弁だけお願いします。町長は結構です。

○議長（新家 弘）

副町長、山崎博司君。

○副町長（山崎博司）

お答えします。

今回の不祥事、本当に私も残念に思うし、町民の皆さんにこの不名誉なことはたいへん申しわけなく思っております。繰り返しになりますけれども、やはりこういう事件が起こったということは、職員に対する監督といいますか、私も含めて課長、管理職は十分な監督、これを徹底しなければならないと思います。職員に綱紀粛正の徹底、それから今後こういうことが起こらないように、再発防止に努めていきたいと思うように思っております。

○議長（新家 弘）

以上で佐々木裕哲君の一般質問を終わります。

……………通告順 2 番 5 番（岡 省吾）……………

○議長（新家 弘）

続いて、5 番、岡省吾君の一般質問を許可します。

5 番、岡省吾君。

○5 番（岡 省吾）

おはようございます。ただいま、議長から発言の許可をいただきましたので、通告に従いまして、5 番、これより一般質問をさせていただきます。

今回、私の質問は、二川温泉の今後についてと題して質問をさせていただきます。よろしく願いをいたします。

二川温泉につきましては、御承知のとおり、旧清水町時代の平成 10 年 7 月より、ふるさと開発公社に運営を委託して営業を開始し、現在、清水地域に幾多ある委託施設のその 1 つとして営業をなされているものであります。二川区に宿泊「白馬」に隣接する形で立地しており、観光客や帰省客、地域の老人クラブの方々や各種団体の方々など、町内外から多くの皆様から親しまれている施設でございます。私も近くに住んでおりますので、二川温泉と宿泊「白馬」には、家族や友人を伴いましてよく利用させていただき、時間を忘れてゆっくりくつろがせていただいている 1 人ではありますが、公社関係者に二川温泉の経営状況をお聞きいたしますと、やはり何をおいても第 1 に、長年に及ぶ社会情勢の景気低迷に加え、燃料高騰による影響が非常に大きく、二川温泉単独の収支はまことに厳しいものであるとのことであります。

そのような折、地元に住む者としてまことに残念なことながら、本年 9 月末をもつての二川温泉休業の方向性が、開発公社理事会において取り上げられたとお聞きし、また地方新聞の記事にも大きく掲載されたことも相まって、周辺地域、住民の皆様から二川温泉休業に対し、見直しを求める声が非常に多く叫ばれることとなっており、私自身も同様の御意見を本当に多くの方々から賜っているところであります。今議会においても、私も町会議員の 1 人として名を連ねさせていただいておりますが、二川温泉施設の存続を求める請願書が、地域、区長さん連名で議会に提出されており、また、町内はもとより県内外の皆様、約 3,000 名余りの存続嘆願署名書も一緒につけられているともお聞きし、まさに地域の皆様や二川温泉を愛される皆様挙げての二川温泉休業の方針に反対する切実な民意の声となっております。

請願書の中にも書かれておりますが、二川温泉が休業、閉鎖されますと、入浴施設がなくなる状態になるわけでありますから、宿泊「白馬」は宿泊客をとれないこととなりますし、温泉を楽しみにして入浴前後、食事をされるお客さんも来なくなってしまうから、白馬の収益が先細りすることが容易に想像でき、近い将来の白馬閉館も検討、実施されることになるのではないかと。こういうこととなりますと、それこそ

二川ダム下流の地域にとりまして、本当に活気の失われる大変な事態となってしまう、心配しております。きょうは、公社関係者で二川温泉、宿泊「白馬」の従業員の皆さんが多く傍聴にお越しいただいておりますが、従業員皆さんにとりまして、今後の二川温泉がどうなるのか、その動向に注目され、大変心配なされていることと思いません。

実際、二川温泉の過去数年の収支額を見ても、経営改革や努力の効果も見受けられ、微額ながら赤字幅が改善されつつも、二川温泉単独で見るところの営業利益の赤字額は大きいことが事実であります。しかし、その一方、宿泊「白馬」の営業利益は非常に優秀であり、開発公社の持つ各施設の中において一番の収益を上げております。

私は、この二川温泉と宿泊「白馬」とはお互いの兼ね合い、つながりが非常に強く、二川温泉がなければ、当然、宿泊「白馬」の経営は成り立たないという共有の関係があると考えておりますから、双方施設のあり方はお互いの施設を1つの施設として見るべきではないかと思うわけであります。そういう観点から考えますと、数字的に見ても、平成22年度で白馬の営業利益と二川温泉の営業利益の合算が約180万円の赤字ながらも、入湯税が町へ約164万円入っておりますし、仕入に関しても地域小売業者への経済波及、またこの不況下での雇用の面などを考えますと、私自身は町に大きく貢献していただいていると思うところであります。

町長は常々、「清水地域は観光をメインとして活性化につなげたいとおっしゃっておりますが、その考えには旧清水町全体の活性化を指しての発言と私は理解しております。現在、清水栗林地区において、しみず温泉周辺の大規模な改修事業が計画されておりますが、清水と同様に二川温泉に対しても力を注いでいただきたいと、地元に住む者として声を大にして申し上げたいと思うところであります。

私はふだん、岩野河で仕事をしておりますので、開発公社のマイクロバスが工場の前を何度も行き来しているのをよく見ております。職員さんが毎日何度も往復して、満員のお客さんを清水地域の各施設へと送っております。そういう小まめに送迎するサービスが、特に遠方からお越しの皆様から愛される理由の1つであり、二川温泉にもリピーターの方がふえ始め、ようやくその実をつけ、大きな花を咲かそうとしているところであります。

最後に公社経営の最高意志決定機関は理事会にあり、理事会の決定事項については、それが尊重されることが当然であり、私などがとやかく申す立場にないことは理解しておりますが、町や議会に届けられた二川温泉存続を求める本当に多くの民意を受けてどう考えておられるのか、公社に指定管理を出している町の立場として、町長の二川温泉の今後の方針に対するお考えをまずお聞かせいただきまして、私の第1回目の質問とさせていただきます。

○議長（新家 弘）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

岡議員の質問にお答えをしたいと思います。

二川温泉の今後についてという御質問であります。二川温泉については、しみず温泉と並んで清水地域の観光の拠点であるということは十分認識をさせていただいております。

また、議員のおっしゃるとおり、隣接の白馬、宿泊施設でありますけれども、とは非常に相乗効果のある施設だと、これも認識をしております。しかし、指定管理者制度により運営を委託しております開発公社において、議論を重ねた上での決断であり、これを重く受けとめたいと考えています。

ふるさと開発公社、きょうは傍聴の方もたくさんありますけれども、これ年間1,500万円、皆さん方の町税から委託費としてお支払いをさせていただいております。私は、まずその範囲で、この運営をお願いしたいと思っています。公社としても、その範囲でやるということで、これは苦渋の選択であったと思っています。利用者等の現状を考えたとき、平日12時から8時までお湯を沸かし続けるということは、燃料の高騰もあって、あの大きな施設ではコスト的には非常にもう無理ではないかという考えを持っております。

また、議員の御質問では、隣接の宿泊「白馬」の経営にも大きく影響し、将来、白馬の閉館にもつながるのではないかということでございますけれども、問題は公社の収益でありまして、温泉施設を取り崩すということはありませんので、宿泊も含めた利用につきまして厳しい運営になろうかと思っておりますけれども、公社に御努力をお願いしたいと思います。

議員御指摘のとおり、いつも私は清水地域の発展は観光が大きな要素だということを書いてますし、今もそう思ってます。そのために今回、約6億円をかけてあさぎり周辺も整備をさせていただきます。今回、3,000名の署名を寄せられて、議会のほうに請願が上がっているようであります。これも議会で真剣にもう一度検討をしていただきたいなと思っています。

いろんな方法でやっていけば、また全部、1年中温泉を閉めるという方向にはならなくても運営できるん違うかなと思っています。ただ、今の現状のふろの規模については、余りにも大き過ぎる。そこらあたりも含めて、今後、付託された委員会でも十二分に検討をしていただきたいと思っています。

以上です。

○議長（新家 弘）

5番、岡省吾君。

○5番（岡 省吾）

再質問をさせていただきます。

今、町長の答弁をお聞きしまして、理事会の意見を尊重したいということでありませう。この件については、7日の全員協議会でも多くの議員さんからさまざまな角度で意見がありましたし、請願の付託先である産業建設常任委員会でも、さまざまな厳しい御意見もあったと思います。

しかし、清水地域の観光業は、基盤整備の立ちおくられている不利な状況での観光誘致を余儀なくされていると思っております。清水は観光に力を入れるとの町長の考えですけれども、特に道路面の基盤整備ができておりませう。

余談ですけれども、この前の日曜日と月曜日にかけて消防団の旅行がありまして、私参加させていただきませう。大型バスで旅行をさせていただきましたけれども、栗生から金屋の新橋まで出るのに約40分かかりませう。普通の車だったら15分で行ける距離であります。対向車が来るたびにとまり、また対向車が来るたびにとまりというようなことで、おまけに山肌からはえ込んだ木がバスの屋根をこするというような状態で、行きも帰りもこんな状態であります。今、岩野河バイパスの工事がされておりますけれど、清水までの間、狭小なところだらけで、こんな状況で多くの観光客を迎えることは可能でしょうか。幾らすばらしい施設をつくっても、アクセス網が整備されていない現状で観光振興につなげられるでしょうか。こういう不利な条件の中での公社経営であるということをしつけ加えたいと思っております。

それから、施設に関しても、空調が壊れていて、町に頼んでも修理されないう。畳が傷み、敷きかえをお願いしてもやってもらえないなどということもありまして、この間なんかは、公社の専務から、「ふろの湯漏れするんで、コーティングするん手伝ってくれんかな。」とこういふことがあって、仕事からコーティング機械もありますから、職員さんと一緒に湯漏れを丸1日かけて直しませう。満足に施設の修繕もされないう状態であります。

私はふだん、しつこく余り言わないんですけれども、本当に二川温泉、放ったらかしにされているのではないかとしつてしまうところであります。平成25年に棚田サミットが開催されませうけれども、圧倒的に少ない宿泊地の問題もある中で、理事会に対していま一度、二川温泉再建に向けてもう一度考え直したらどうかというような助言がしれないか、そういう思いがないうかお聞かせ願いたいと思っております。

○議長（新家 弘）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

二川温泉については、本当に営業努力というのは物すごくやっていくれていることは本当に承知しております。とにかく今回も9月まで、もう予約がいっぱい入っているやということで、公社としては9月まで営業をやるという話だと思っております。そこら辺も、例えば、一遍今回も9月まで営業を見て、僕は丸々全部閉めなくてもやれる方法、あるいは努力してもらえう方法があるんちゃうかなと思っております。

また、開発公社の方々ともやっていきたいと。話はさせていただきたいと思っておりますけれども、とにかく原則として1,500万円で運営をしていただきたいというのは本音であります。

それから、ちょっと道の話も、これは質問になかったんですけども、今お話がありました。なるほど清水へ行くまで狭隘な箇所が何カ所もあります。長谷川の工事については、今年度から測量と一部用地買収にかかる予定だと聞いています。また、岩野河バイパス、これは24年度完成だと聞いていますけれども、この地域についても、いまだ用地の御了解が得られないところが2件ほどあるそうであります。いずれにしても、あそこまでやっていけば、法的手段で道を拡幅しなければならないと聞いていますけれども、もしそういうことになればまた2年ぐらい、これ多分おくれると思います。ここらあたりもできるだけ協力していただけるように、町も県を助けて、早くバスが対向できるようにやっていきたいなど、このように考えております。

それから今、岡議員からお話があったんですけども、配管のコーティングについては、みんなでやったんだという報告を受けてます。ただ、空調とか畳の入れかえとか、そういうことについては、僕のほうには一切届いておりません。もしそういうことがあれば、今後検討させていただきますけれども、私あるいは副町長のほうにはそういう話は一切届いておりません。

○議長（新家 弘）

3回目の質問を許可します。

5番、岡省吾君。

○5番（岡 省吾）

再々質問をさせていただきます。

今の空調、畳云々というのは、個人的に公社のほうからお聞きして、多分、課長のあたりが聞いてくれていると思うんですけども、再度そういう御要望があったら、また前向きに取り組んでいただきたいなと思います。

おふろに関しても、今の現状のおふろ、大き過ぎて燃料代が要ってしまうという現実があるのは事実であるので、何とか白馬の宿泊の部門を何とか維持できるように、これも前向きに何とか考えていただきたい。

それから、僕も偉そうに一般質問をさせていただきましたけれども、自分自身、温泉はどれぐらい活用しているんよといたら、数えるぐらい、30回数えるかぐらいしかよう入ってないと思うんですけども、私も町民に対しまして、何とか入ってもらえるように微力ながら頑張らせていただきたいと思っておりますけれども。執行部の皆さんにおきまして、やっぱり活用して、ぜひ利用していただきたい。

最後に、言いにくかったら別に結構なんですけども、町長、副町長、それから清水行政局長、産業課長、この二川温泉へ今まで入られたことがあるのか。あれば、大体利用回数、どれぐらい利用したことがあるのか、教えていただければありがたいと思

います。ぜひお聞かせ願いまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（新家 弘）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

二川温泉を利用したことがあるのかということでもあります。当然、たびたび利用させていただいてます。よく清水へ行った帰り、あるいは行きしな、時間があれば利用させていただいてますし、合併してからいろんな団体、例えば農業委員会であったり、それから役場のいろんなクラブの会合等については、本当に二川温泉だけ違うんですけども、あさぎり、例えば、農業委員会の年に2回の新年会は必ずあさぎりで行うようにしています。そういった努力も今までずっとさせてきていただいていた。今後そのような方向で、できるだけ各地の発展のために、いろんな方向で、いろんな会合についてはできるだけ奥地を使っていきたいという考えであります。

もちろん、議員さんらもよく会合については、あさぎりとかそこらあたりでやってくれていることについても承知をしております。今後もそういった方向でいかせていただきたいと思います。しみず温泉にもたびたび入らせていただいております。

（「議長、個人的なことも答弁するんですか」と副町長、呼ぶ）

○議長（新家 弘）

通告でなかった場合は、構わんと思うんやけど。（私語する者多し）

——個人的なプライバシーもあることでありますので、町長の答弁のみで終結させていただきます。

以上で、岡省吾君の一般質問を終わります。

しばらく休憩いたします。10分間休憩いたしたいと思います。

~~~~~

休憩 10時31分

再開 10時43分

~~~~~

○議長（新家 弘）

再開いたします。

一般質問を続けます。

……………通告順3番 9番（森本 明）……………

○議長（新家 弘）

続いて、9番、森本明君の一般質問を許可します。

9番、森本明君。

○9番（森本 明）

ただいま議長の発言許可がございましたので、9番議員、質問させていただきます。

私は今回、尾岩坂の瓦れき処分場のことについて質問いたします。

皆さんも御承知のとおり、旧金屋町長谷川から川口地区にかけて、尾岩坂トンネル付近の山間部に環境衛生に関する処分施設があり、登り口に広域で運営されているし尿処理施設、次の谷間に今回質問する瓦れき処分場、ひと山越えたところには広域の処分場と3カ所存在しています。いずれも余り喜ばれる施設でないことは、皆さんも認めるところであります。

尾岩坂処分場は、旧町から新町になった現在でも、金屋地域の瓦れきだけ受け入れられています。合併してすぐに、処理場で使用するユンボの購入を認めていただきました。その際に、全域の瓦れき類の受け入れをお願いしたと認識していますが、その後どのような経過になっていますか、教えていただきたいと思います。もちろん、施設を受け入れた当時のいきさつ、いろいろな地元の都合もありますし、大変慎重な対応も必要になるろうかと思いますが、当局の取り組む姿勢に期待したいところでございます。

最近耳にした話ですが、清水地域の御家庭で屋根吹きかえ工事で搬出したかわらの処分が必要となり、当町で受け入れしていただけないので紀の川市の処分場まで行き、運賃と処分費を負担したそうです。同じ町の住民として、まことに気の毒な話だと思いませんか。この施設は、御承知のとおり、町の財政で運営されています。再生可能なかかわらであれば、町内にも幾つかの民間の処分場があると聞いておりますが、今後は第2条の範囲の拡大に努めていただけるものか。地元の御理解を得られなければ、今の処分場を閉めて他の方向を模索するのか、行政サービスの基本は平等が原則です。そのあたりを踏まえて聞かせてください。

なお、この質問については、町長には管理規則第2条関係と、今後の取り組みについてお尋ねしたいと思います。環境衛生課長には、以前と比べ非常に少なくなった搬入数量と持ち込まれているごみの種類について、わかる範囲でお答えください。

次に、機構改革を考えると聞きましたので、まことに早まって悪いのですがお尋ねします。

このことは、トップの専権事項でありますので、私の質問は、するのかもしれないのか、改革する目的は何か、職階をふやすのか、行政改革の基本理念は小さな政府で大きな効果となっていると思います。また、職員を削減しているさ中、職階がふえると実務をする戦力減にならないか、また時間外勤務が常態化している職場の改善はできるのか、いろいろ申し上げて恐縮でございますが、その辺も十分考慮されたものになると思われますが、町民から見て、役場組織が非常にわかりよく、そして行政サービスの向上につながる改革になるよう努めてください。

これで私の1問目といたします。ありがとうございました。

○議長（新家 弘）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

森本議員の御質問にお答えをさせていただきたいと思ひます。

まず、尾岩坂の瓦れきの処分場についての御質問であります。

まず、現時点での搬入量とかごみの内容については、担当課から詳しく説明をさせていただきたいと思ひます。尾岩坂ごみ処分場への搬入制限は、合併前に旧金屋町と川口区が平成17年4月1日に締結しました、金屋町ごみ処理場に関する協定書によるものであります。この協定書を受け、合併協議会の調整内容も合併後においては現行どおりとし、合併後において地元区の意向を勘案しながら調整に努めるということになっております。

このことを受けて、議員おっしゃるとおり、もう合併して早くも6年目になって一本化して、金屋地域のごみだけの搬入はおかしいの違ふかということで、再三区と交渉もさせてもらってます。今だ区長さんも1年交代するのが原因か、そこらあたりはわかりませんが、また来年の区長に、来年の区長にということで今日に至っているところであります。今後も町全般の瓦れき受け入れに御協力をしていただきたいと考えてます。もし、もうこれ以上御協力いただけないのであれば、管理運営の規則も改正をせざるを得ないかなという私個人の考えも持っています。

なお、今までの地元との協議過程を踏まえて、当面の施策として吉備・清水の一般廃棄物としての瓦れきの処分を、委託業者がありますので、そこへ委託をお願いしようかなということで今検討させていただいてます。おっしゃるとおり、これもみんな平等でなければいけないということで、個人的に今初めて聞いたんですけれども、橋本まで持っていくとかそういうことがあってはならないということで、入れてもらえん地区については町のほうでよく業者をお願いをして、委託をお願いしようかなと思っています。

それから、尾岩坂のごみ処分場は、平成3年4月から搬入が開始されて以来20年間で5万8,000立方メートルから6万立方メートルぐらい搬入されていると考えられております。また同時に、ここには広域の処分場もあるんですけども、ここはもう将来的に余り大きくないということで、今広域から出てるごみについては大阪湾のほうの埋め立てへ持って行ってあります。これも33年度に実はもう満杯になります。それまでは、工事のごみについてはそこで厄介になろうかなと考えています。

あとどのぐらい埋められるんとか、将来の見通しについては、課長のほうから詳しく説明をさせます。

それからもう1点、機構改革のお尋ねでありますけれども。実はあした、一般質問終了後、全員協議会を開いていただいて、内容については種々詳しい説明を皆さん方にさせていただこうと思ってます。趣旨は、大きく分けて2つあります。それは、意志決定の迅速化と職務職階の整理の2点であります。

1つ目の意志決定の迅速化ですけれども、ポイントは3つあります。まず、一定の権限を部長級におろすことによって、各部長と職員がアイデアと責任を持って所管す

る政策全般の立案に当たってほしいという思いであります。次に、大局的な町の方向性を議論する少人数の経営会議を設置したいということでもあります。ここで企画財政課は、事務局として年度計画や財源・人的資源の調整役になることを想定しております。次に、行政機能を整理して、大きな政策ごとに各庁舎を色分けしたいということです。同時に、部課班の名称も町民から見てわかりやすいものにしようと考えています。

2つ目の職務職階の整理についてでありますけれども、ポイントは2つあります。まず、現在、小分けされている課を統括する単位・職位をつくり、適正な組織のピラミッドを構築したいということでもあります。次に、職名と職責の明確化を図りたいということです。現在、役付職員としては、課長以下、補佐、主幹、係長という4つの職があり、人数的には職員の約半数を占めている状態であります。これは、部長以下、課長、班長という3つの職に整理をして、全職員に占める割合を3割程度に絞りたいと考えております。

続いて、組織の簡素化と実行部隊の弱体化についてでありますけれども、先ほど申し上げましたように、小分けされている課を大きな政策ごとに統括する部を設置すること、また、職階を整理することにより簡素化を図りたいと考えているところであります。また、役付職員の割合を半減させることにより、実行部隊の強化を図りたいと考えているところであります。

それから、時間外勤務の常態化への対応については、部という大きなくくりを設けることによって、各部長が部内職員の勤務状態を把握し、また部内で弾力的に協力体制をつくれるものと考えております。そのためには、人事面の権限と責任についても部長に移譲する必要があると考えております。

最後に、町民から見てわかりやすい組織にしたいという思いは、先ほど説明させていただいたとおりであります。また、組織の見直しにより行政サービスの低下を招くようなことでは、見直しの意味というものがありませんので、この点について十分配慮しながら見直しを図ることはもちろん、将来的には、部長級による経営会議により創意工夫を凝らしたまちづくりを行いたいと考えております。

先ほど申し上げたとおり、詳しい細部については、あした、一般質問の後で御説明をさせていただいて、質問なり、また意見をお聞かせいただく場を設定させていただきたいと思っております。

○議長（新家 弘）

環境衛生課長、河島一昭君。

○環境衛生課長（河島一昭）

町長答弁に補足させていただきます。

まず、搬入量関係でございますけれども、現在の尾岩坂の埋め立て高、それをもとにしまして当時の設計書から割り出しますと、6万立米前後が既に埋め立てられてい

るというふうに考えております。尾岩坂は設計埋め立て量が8万立米ということでございますので、残は2万立米ということですので。そして、尾岩坂へ受け入れている瓦れき、ごみの種類ですけれども、いわゆる一般廃棄物ということで限定しております。それで、先ほど言いました瓦れき、かわら、それから大字の溝掃除のさまざまなものというようなことでございます。

搬入の件数ですけれども、平成20年度は708件、平成21年度は513件、それから平成22年度は302件というふうに年々減ってきております。これにつきましては、申請があるたびに環境衛生課が現地に出張りまして、その搬入物を確認しているというふうなこと、あるいはその時々のごみの量の変化というふうなことではないかというふうに考えております。

平成22年度に搬入されたこの302件でございますけれども、一々はかつてはおりません。おりませんが、2トン車で大体かさとして4立米というふうなことで換算いたしますと、大体800立米ぐらいになります。それで残が2万立米ですので、20年前後、あそこには搬入可能であろうというふうに考えております。

以上です。

○議長（新家 弘）

森本明君。

○9番（森本 明）

再質問いたします。

尾岩坂のごみについては、今、ちょっと教えてもらって、あと2万立米ぐらい入るとい話でございますが、合併協議会の中でいろんな取り決めがあったということ以前から聞いております。しかし、先ほども町長も言っておられましたけれども、5年もたって、旧町の金屋だけがいい思いをしていると。肩身の狭い思いだと思います。清水にしても吉備にしても、皆、業者がそういう処分費を見積もりの中へ入れて処分しているんだと思いますけれど、地元区と交渉してらちが明かんののであれば、ほかの方向へもかじを切っていかなん段階ではなかろうかと、私個人的に思います。そうでないと、民の方もこういう仕事に携わっている方もございますし、民業を圧迫するのは余り役所では好ましいことではないと思いますし、その辺をもう一遍聞かせてほしいということを1点と。

もう1点は、先ほど町長は組織改革の中で、部長級の経営会議をすると。会社で言えば重役さんになるんやということでございますけれど。部長級もそれは有能な方がなるんであろうかと思いますが、かなり難しいというのか、今まででも部長級というのを入れた町で今ほしゃいでいるところも大分あると思います。また、和歌山県下の中で何町ぐらい部長級を入れてますか、町の中で。市では、部長級というのはほとんどだと思っておりますけれど。その辺を明確にもう一遍聞かせてほしいと思います。そして、ほしゃいだとこの失敗した原因とかそういうことも調査されましたか、その辺も聞か

せてください。

○議長（新家 弘）

企画財政課長、武内宜夫君。

○企画財政課長（武内宜夫）

森本議員の再質問にお答えしたいと思います。

県下で部長制を引いておるところはあるのかということと、そして元部長制を引いておったとこの今現在、戻しておるのであるのであれば、どういう状況で戻したことかということの調査をしたかと、この2点だったと思いますので、お答えをしたいと思います。

まず、県下の町におきましては、部長制を導入している団体は今のところございません。しかし、県下の町におきまして、参事であるとか総括課長というような位置づけをして、6級に在職している職員の平均的なものを見ても4%程度でございます。当町におきましては、その6級に在職している職員、消防を含めまして2名でございます。それにつきましては、うちで1%という状況になります。先ほど長が申しましたとおり、部長をどこの級へ位置づけするのかということになってくると思います。職務の級自体は6級制を引いておりますので、その部分について7級へ行くとかということではございません。6級へ部長を位置づけする、今の総括課長というところへ位置づけするということでございます。名前につきましては、部長であるのか、総括課長であるのかということは、まだ今後検討していかないかんことだと思いますけれども、先ほど大局的な経営会議へ出席するという何名かの者は、長の命のとおり、何名かつくって経営会議をやっていくと、そのようなことに考えてございます。

それと、元部制を引いておって、町村に今、部制をやめたというところの調査をしておるのかということでございますけれども。そういう言葉を申し上げたらまことに恐縮なんですけれども、湯浅町であるとか、紀南のほうにもあったように僕も聞いておりますけれども、ちょっとそのほうの調査については、今のところ、今後していくつもりではあるんですけれども、今現在は行っておりません。

以上でございます。

○議長（新家 弘）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

先ほど申し上げたとおり、いろんな職務職階の整理をして、主幹とか役職がどれだけ減るのか、いろんな部長がふえるのかということについては、あした詳しく説明をさせていただきます。

それともう1つ、部長だけで対応できるのかということでもありますけれども、現在、今、行政局長を入れて庁議というのを月に1回行って、いろんな話し合いを持っています。これを各部長にそれぞれの統括の課をしっかりと把握させて、部長会議で最終

決定をしていきたいなど、そういういろんな決定については迅速にできるのかなという思いを持っています。とにかく、部長についてはしっかりとこれからもこういうことに頑張っていただかなければならないと思っています。

○議長（新家 弘）

環境衛生課長、河島一昭君。

○環境衛生課長（河島一昭）

先ほどの再質問にお答えさせていただきたいと思います。

従来、有田川町は、旧金屋町以外のごみを下津町のほうへ運んでくださいということで処分していたわけですが、この処分業者が廃止になりました。それで、それまでの利用状況というのは、18年度で10立米、19年度でゼロ立米というふうな状況でありました。しかし、今回、尾岩坂の話が先ほどからのような状況でございますので、その間、全量受け入れていただけたらいいんですけども、その間、何かしたいということで、一般廃棄物としての処分を町内の、これはあくまでも産業廃棄物なんですけども、委託できないかということでもあります。既にもう土砂処分業者のほうにもお願いにあがり、協力が得られるというふうな状況になっております。

ただ問題点は、尾岩坂の手数料以上にかわらの場合はかかってまいります。それを町はどういうふう負担していくのかというふうなことと、それから申請、そして許可、その流れをどんなふうにするのかというふうなことを少し詰めねばいかんということで、今検討をさせてもらっております。事業者の皆さんの御協力も得まして、この計画を進めていきたい。もちろんこれは、尾岩坂が全面的に受け入れてくれるということになれば、当然廃止されていくものですが、今のところそういうめどが立っておりませんので、早急にこれも実施していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（新家 弘）

森本明君の3回目の質問を許可します。

○9番（森本 明）

それでは、再々質問でございます。

今、環境衛生課長が言ってくれたんやけど、尾岩坂のことでございますが、交渉に今まで行った回数、そんなこと聞いたら失礼だから回数はいいです。交渉に川口へ入った人の相手側からの要望なり御意見、一遍これを聞かせてほしい1点と。

そして、企画財政課長が今言ってくれて大体のことはわかったんですが、6級採用ありきというような言い方の話だったんで、6級になることは、公務員というのは格上げしてあげて6級も適用し、やりがいが出てくると思うけど、そのありきというやり方であれば、先ほどから私申し上げた市民サービスや町民サービスの向上とか、超勤が常態化している職場の改善とか、そういうことに重きを置いておかないと、格上げばかり考えて、実行部隊が戦力減になって、働く人が少なくなって、頭ばかり

大きくなるのではないかなど、私はそういう懸念を持つんですが。その点をもう一度聞かせてもらって、課長に。それで、尾岩坂の問題は交渉に行った方に、また話していただきたらと思います。回数はいりません。

○議長（新家 弘）

企画財政課長、武内宜夫君。

○企画財政課長（武内宜夫）

森本議員の3回目の質問にお答えしたいと思います。

まずもって職務職階の整理ということが一番大事かなと思いますので、そのことからお話をさせていただきたいと思います。

長の答弁と重複する部分もごぞいます。お許し願いたいと思います。先ほど長のほうからも申し上げましたとおり、職名と職責の明確化を図りたいとこういうふうな答弁があったと思います。その中で、現在ですと役付職員といたしましては、課長が20人、そして課長補佐が19人、それと主幹が32人、係長が28人、これは101人程度ごぞいます。その全体の職員数、これは一般行政職だけでごぞいます。216名中の101人が役付職員になってごぞいます。それで、パーセントにいたしまして47%、それを今回ある程度見直しをさせていただきまして、さっき言われた部長、そして課長、班長というこの3つの役付職員ということで位置づけさせてもらいたいと思っております。それで、その3部署の合計で47名程度と今見込んでごぞいます。それで、来年の4月になりましたら、ちょっと人数が減るんでごぞいますけども、今の216人中ということでごぞいましたら、23%程度に役付職員が減ってくる、このようなことになろうかと計画等々はしてごぞいます。

そんな中で、特に実行部隊等々の弱体化ということでごぞいますけども、先ほど長の申しましたとおり、この職階を整理することによりまして格付の職員数を半減するということが主眼でもごぞいます。そんな状況の中で、実行部隊をふやして職務を分散して職員でやっていきたいとこのように思っております。

以上でごぞいます。

○議長（新家 弘）

環境衛生課長、河島一昭君。

○環境衛生課長（河島一昭）

再々質問で、地元の要望というか、地元の考え方ということですけども。地元は、やはり現状のままで置いてくれという、これが非常に強いと感じております。極端な場合には、他のところにそういうのをつくればいいというふうなお話もお伺いいたしました。あまり具体的なことを申しますと、またこれから交渉していく上で差しさわりがあるといけませんので。地元としては、現状を維持してくれという要望が非常に強いということで御報告申し上げます。

○議長（新家 弘）

以上で森本明君の一般質問を終わります。

……………通告順4番 10番（殿井 堯）……………

○議長（新家 弘）

続いて、10番、殿井堯君の一般質問を許可します。

10番、殿井堯君。

○10番（殿井 堯）

ただいま議長の許可を得ましたので、一般質問に移らせていただきます。

今回、僕2項目を一般質問に出しているわけなんですけども、4番目であって2項目がすべて出尽くした感じがありますので、また急遽、角度を変えまして違った面から同じ項目を質問させていただきたいと思います。

まず、我が町、この23年度の全部予算、156億円という膨大な予算。和歌山県下で、町ではトップ、市などを入れて5～6番目に入るといふ膨大な予算、これをこなしていくわけなんですけども。まず教育課、学校教育と教育委員会です。それと建設、一番大事な水の水道課、下水道課、福祉課、産業課。今現在、このひな壇に座られている各課長は全く全力を投じてこの予算に対して立ち向かっていただいて、非常にいい結果を出していただいていると思います。

なお、またこれについて、1番目の項目でありました機構改革。今、町長の答弁によると、やりますという感覚で、「あした、全員協議会の中で説明をさせていただきます」というふうな言葉にとらえました。でも、今、味の出ている、さっき言ったこのひな壇に座られている各課長の味の出ている采配というんですか、この上に1つのピラミッドをもう1つ重ねることによって、今出している味が消えるんじゃないか。今全力投球してもらっている各課長の持ち味が、その上の人によってかき消されるんじゃないかというこの懸念もあるので、その方向の答弁のほうも町長によろしく願いたいと思います。これが1点目の機構改革についての質問です。

2つ目に、この質問のほうも同僚の議員から最初に質問をなされたと思います。僕はその内容云々というよりか、一応公用車に乗る限りは日報をつけてると思うんです。必ず何時にどこへ行って、何時に帰ってきて、何時にこうなりましたという日報を出していると思います。これはすべて義務づけられております。また、その日報によって出された人が、その日報なんか出しても、何か月先で見てるんやろうというふうな感覚しか当局のほうはとらえてないのと違いますか。

先ほど、最初の議員が一般質問をした際に、その内容についてはいかなもんかというちょっとおしかりのあるお言葉、僕は全くそのとおりだと思います。そのときに、仮に直属の上司、まず課長補佐なら課長、その課長がなければ行政局長、ここらその日報を把握してれば、その何年かの後に何年間どうのこうのというんではなしに、最初の1～2年、こんなに時間がかかるものか。この時間のかかったものを、君はどういうふうにして説明をしてくれるんなどというそのたしなみ、それがあればこんなに3年

も4年もずっとここまで来る必要はなかったんじゃないかと。その中の改革、だれかがチェックすればいい、だれかがチェックするやろうということではなしに、必ず直属の、その上の上司がやるべきだったと思います。これをやっていけば、そういうことを何年間も繰り返すこともできないような体制ではないかと思います。まず、我々が考えられることは、必ず縦の線。今現在、うちの町は、縦の線というのはかなり進んでできてます。ただ横の線、細かい横の気配り、横の線が大分欠けているように思うんですけども、今後こういう姿勢を正すについて町長の御答弁をいただきたいと思います。

まず、第1回目の質問を終わらせていただきます。

○議長（新家 弘）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

殿井議員の質問にお答えをしたいと思います。

まず、この機構改革についてでありますけれども、今、各課長がそれぞれの知恵を出して頑張っている。その中へまた部長になったら、何するん違うかという話でありますけれども、決してそうではないと思います。もう課長がないようになることではなしに、課長というのもありますけれども、しっかりと部長と課長、所属課長と交えて、さらに創意工夫がしていただけるような体制をつくりたいという思いでこれをやっています。それと同時に、最終目標としてまだまだ合併のときのお約束どおり、人数、これからまだ減らしていかなければなりません。そういった中で各課、今の課長、今でも非常に各課とも人数が足らんやという話が出てきております。やっぱりそれをまとめることによって、助け合いをできるの違うかなと。それで、これによって部長がしっかりとそれを統括すれば、残業も少なくなると確信をしております。その部長制にする以上は、部長に権限も与えるかわりに、しっかりと監督責任、あるいは部の所属についてはしっかりと把握を今後させていきたいと思っています。

それから、職員の不祥事、これ全く起こってはならないことで、本当に町民の皆さん方に心から責任ある者として深くおわびを申し上げたいなと思います。おっしゃられるとおり、今までそういうことが多々あったことを認めざるを得ないということがあります。今後、日報というか業務報告、業務日誌を徹底的につけさせて、それを各課長とか、その係が徹底的に目を通すような体制をきっちりとしらせて、二度とこういうことが起こらないような体制を今後築いていきたいなと思っています。

○議長（新家 弘）

殿井堯君。

○10番（殿井 堯）

今、町長の答弁なんですけども。町長が一番上役なんで、部長と課長の間はうまく調整できる。それは一番上役の言葉であって、仮に今現在ここへ座っておられる

課長の上へ部長が座ると、そういうわけにはいきません。あなたが一番上やからそういう意見が言えるんで、課長が部長にこうやこうや、ああせいやと、なかなかこれは通常の何では言えません。あなたは実力があるんで、国会議員であろうと県議員であろうと、ぼろくそに言うてるのを僕は承知してるんで、それはあなたとして、町長として権限があるからそこまで言えるんで。ただ僕、今ここで座っている課長を見たら、ほんまに一生懸命やられてるんです。そうでないとこの156億円という膨大な、町ではできない予算をこなすことはできません。

まして今回、公共事業においてでも、今まで大きな公共事業を発注して、それを各課がこなしていると。また今度は吉備中学校、消防関係、あさぎり、何億、何十億という予算をこなしてるんで。僕が一番心配するのは、そのときに、今現在一生懸命やられている課長の手腕が、部長があるために消えるんじゃないかと。まず、隣県の町、隣県の市、もうスリム化してますね。今さら何で部長を置いて、今さら何を機構改革をせないかんのかと。今現在やられている課長の言葉と行動は、僕は誇りを持っていいと思うんです。だから、その芽をつぶさないように。この機構改革をしたからといってどんな利点になるか、どういうふうになるかの説明は、あした、全員協議会の中でしてもらえろという言葉なんで。

まずそれと、ここの給料明細、結局、部長クラスになったら6級になります。当然給料はふえます。うちで今6級の待遇を持つてるのは、行政局長と消防関係になる。やっぱりこれで仮に、建設、水道、3つがよってピラミッドになって、上へ部長を置くと。そういうふうになったら、上の者はできますけども、下の手腕を持っている、現在、一番手腕を持たれている課長の意見が消されるんじゃないか、この不安がまず最初の不安。

それと、この職員の姿勢なんですけども、僕は日報はつけてると思うです。多分公用車へ乗ったら、日報をつけて、それでどこへ行って、どこへ行って、どこへ行って、その日報を見れば一網打尽にわかると思うんです。だから、その日報をいかにほったらかしにしていたか、違いますか。日報は出してます。出さんなん義務になってます。そういうふうな日報を見てれば、すぐ発覚する、すぐわかる。

これは僕の聞いた話なんですけど、日報をつけて各課へ出しますね。その各課へ出した日報が、何カ月も先に印鑑を押されてるとか、何年も見てないでそのまま放ったらかされるとか、こういう状況が僕の耳に入ってきてます。それがゆえに4年も5年もこういうふうな体制で発覚せんと来たということは、発覚してからどうする、こうしますっていうふうな行政の言葉が一番多いと思いますけども、こういう点についてもっと姿勢を正して、もうちょっときっちりした何をせんと。事が起きたら、いやこうします、ああしますじゃなしに、現在出してるものを、やっぱり見るものは見る、言うことは言うというふうな方針を考えていただいたらいかがなもんかと思いますけれども、その点、担当課長も町長もいかがですか。

○議長（新家 弘）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

殿井議員にお答えをします。

多分御指摘の面が多々あったんだと思います。その点、僕が責任者として深く反省してます。今後、業務日誌というのを徹底的に全員につけさせて、それは上が必ずチェックするような体制をつくりたいと思います。

それと、部長級をこしらえたら給料が上がるだけ違うんかということでありませけれども、これもあした説明させてもらいますけれども。なるほど部長、6級になりますと、その人の給料は上がります。上がりますけれども、職員全体としては管理職手当、あるいはいろんなもろもろのことを計算して、全体の人件費が下がるという試算をしております。あした、その詳しいことを、またゆっくりと説明させてもらいたいと思います。

○議長（新家 弘）

企画財政課長、武内宜夫君。

○企画財政課長（武内宜夫）

殿井議員の御質問にお答えしたいと思います。

今、長からも申し上げたとおりでございます。給与等々については、部長で今の5級から6級へ格付をするということであつたら、もちろん給料表が変わるし、上がるということになります。それで、期末勤勉手当を合わせますと16カ月程度、1年間にその上がった額が必要額ということになってきます。

それと長が申しました、総額では下がりますよということについては、今現在、退職する方が数名ございます。その給料の高い方がやめて、低い者を採用するというところにまづなってくると思うので、総額を今ずっと計算しましたら、700～800万円程度は総額では下がるという試算は出させてもらっております。

以上です。

（「不始末をした直属の上司の答弁。直属の上司、清水行政局長違うんか。」と殿井議員、呼ぶ）

○議長（新家 弘）

清水行政局長、保田永一郎君。

○清水行政局長（保田永一郎）

殿井議員の質問にお答えします。

今まで業務日誌云々についてはつけてございました。ただ、こういう事態になっては、それをちゃんと確認しておったのかどうかも含めて、もうどんなに表現されても仕方ございません。

ただこの前、課長会、行政局でも課長会をやっておるんですが、改めて車のキーと

記録簿、同時にその課の管理職に返せということの徹底と、日ごろの業務日誌については、これはもうずっと前から毎日つけて、課長がその晩方、もしくは翌日、それは確認しております。そんなのも含めて、今後徹底的に町民の信頼回復に努めたい、そう思っています。

それと、起こした職員、私も含めて、以外の職員には、大変申しわけないと思っております。

以上です。

○議長（新家 弘）

3回目の質問を許可します。

○10番（殿井 堯）

最後の質問になります。

今、町長の答弁をお伺いしましたけども、町長はまだこの機構改革はすべて把握してませんね。町長自身は、今の答弁でしたら把握してませんね。行政局長は把握してますね。この部長制にして、職員がやめない限り、減額できないでしょう。だから何で下がります。職員がやめたらそんなんはやめますけども、降格できないでしょう、違いますか。多分、絶対に降格はできない。この機構改革をやった後、給料が下がるんではなしに、職員がやめて給料が下がるんです、そうやろ。途中の今の給料、部長ができたんで課長、あんた5万円を下げますよって、そんなことできるわけないでしょう、町長。だから、もうちょっと町長、的確な答弁をせんと。そういうあいまいな答弁をして、いかにも我々聞いたら、機構改革をやったら給料が下がるんや。下がったら文句言いますね。そういうことはありません。だから、やめてこそ何するんで、結局今の現状のままでいって、部長制をこしらえれば、その部長の分の給料が6級になるんで、5級から6級の上乗せが必要なんです。だからそれを聞いているわけなんです。そこらをもう少し把握をしてから。こういう機構改革をやるというならば、各行政課長、もうちょっとしっかりと説明してから議会で答弁せんと、今の現状のままで機構改革をして給料が下がるということは絶対にあり得ません、降格せんと。そういうこと違いますか。

それと、今、答弁いただいた、僕は職員の姿勢に対して、その出してる日報を何でだれかが見ることができなんだんかって、再三再度これを質問してるんです。だから、日報が出されたらだれが見る、かれが見る、ほかの者が適当に見るやろと思うから、こういう流れになってるんです。これは別に今、僕は突いて言うてるんじゃないです。そういうきっちりした制度をこしらえてくれって言うてるんです。だから今、僕はこの機構改革に全く反対なんです。今さら何など。今さら何をしようとしてるんか。口先で、いやこれはどうや、これはどうやと言うてるけど、全くはつきり今の現状のままでいけば、部長制をこしらえることによって、部長の給料、6級ですね。入社したときには1級、2級、3級、4級、5級。今うちは5級。それで6級は行政局長とか

消防関係で6級、2人と言いましたね、さきの何では。だから、それを今やろうとしたら、部長級だけがふえるわけなんです。町長はスリムになると言ったけど、スリムにはなりません。それは、職員が退職して減らす、そのときに課長の給料じゃなしに、そういうスリム化できるということはやめてからの話なんで、そういうことのきっちりした答弁、課長、あなたところから上がってきた何でしょう、機構改革は。違いますか。町長から上がってきたものと違うんでしょうか。機構改革を出したのは企画財政課でしょう、違いますか。そこの質問の内容を把握して、もうちょっとしっかりした答弁。

それと、もう一度姿勢に対してのしっかりとした答弁、行政局長。もうちょっとだれが見て、どういうふうにして、どういうふうにしていたらよかったというしっかりとした答弁を、3回しかないんで、これでもう最後になりますんで、その点よろしくお願いしておきます。

○議長（新家 弘）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

部長制については、いっつも知らんのちゃうかということではなしに、これはもう是非を含めて何回も検討会を開いてます。

それから先ほど言ったように、確かに職員をこれから減らしていかなん中で、だれか課と課との連携をやりようと思ったら、しっかりした部長を置いて、部長にある程度権限を与えて、課によって忙しい時期と暇な時期、これ必ずあります。それはもうしっかりと部長に権限を渡せば、いろんな手伝い合いをやって、人数をこれからまだどんどん減らしていきます。これはもう退職する人数はわかっていますんで、そのうちの3割補充ということで、これはもうずっと前倒しで来てますけれども、まだ何人か後の間に減らすような計画になってますんで、そうした場合、これ以上減ってくる中で、やっぱり住民のサービスを維持しようと思ったら、各課が余った人数を手伝い合いさせていかんと、課で対応できない事態がこれから起こってきます。実際、今の人数でも各課、精いっぱい状態で頑張らせておりますけれども、さらにこれは減らすという計画で、これはもう合併のときも納得させてもらってますんで減らしていきます。これは前倒しになったので、徐々にでありますけれども減らしていくつもりであります。

そういった中で、いろいろ手伝い合いすることによって、また職員を減らすことによって人件費の削減もできるし、残業もある程度減らせるん違うかなという思いであります。

○議長（新家 弘）

企画財政課長、武内宜夫君。

○企画財政課長（武内宜夫）

殿井議員の3回目の質問にお答えしたいと思います。

先ほども申しましたように、給料の総額が減るということは、別にだますとかそういう意味で言ったのではないんです。部長に昇格する者については給料が上がって、16カ月分は必要になってくる、そういうことを申し上げたつもりでございます。それと、給料が総額で減るというのは、退職する者が今の課長級でございますんで、給料の高い者が退職し、入ってくる者については、大学卒であったら金額的にはもう決まっておるんで、その者の人数が同じであってでも下がるということで総額は下がりますという説明をさせていただきました。ちょっとわかりにくい説明になってどうもすいませんでした。

それと、職務職階のことにつきましては、ピラミッド型という話につきましては、一般行政職等々で申しますと、今考えておるといふか、部長になれば6級というような位置づけになるかなという案の中では、まずもって6級が8名程度になると。そして、今課長が21名程度おるのが、15名程度に減るのであろうとそういうふうに思っております。それと今、課長補佐、主幹という者につきましては、51名程度でございます。それにつきましては、班長等々の位置づけをして、少しは減るんであるというようなことで、もちろん係長とか以下の実行部隊等々についたら、人数的にはふえてきて、実行部隊の増員というような格好で組織が変わっていくというそういう認識をしております。

以上でございます。

○議長（新家 弘）

清水行政局長、保田永一郎君。

○清水行政局長（保田永一郎）

殿井議員の質問にお答えします。

まず、今の行政局で行っている日常の管理業務、現状を一遍説明します。まず、タイムカード、出勤のときはもちろん押すんです。それから、各課ごとに職員が当番を決めて朝礼します。きょうの行事日程、それから各職員のスケジュール、それを確認するようにしています。それは確実にやっております。あとそれから、各課の業務日誌です。これも日直といふか、各課で当番を決めてつけて、それについては課長印まで押すようにしています。

ただ今回、一番気になって御指摘もいただいている車の運転日誌です。これはキー、そして記録簿、これは各課で保管するようになっております。先ほど来、運転日誌を見たら、何時に戻るとかやないかわかるんじゃないかということでございました。今まで確認しよったんかといったら、していませんでした。今後の改革としたら、そのキーと運行日誌、今後は、先ほども言いましたように、課長もしくは責任ある者に返せというふうにします。運行日誌もそのたびに管理職で確認せよということで、先日の課長会でも周知しました。その辺、徹底的にいきたいと思っております。

それから、タイムカードですけども、これはもちろん超勤の申請云々で各課でまず確認するんです。最終的に月分をまとめてうちの総務企画課へ来ます。そこでも休暇願いはちゃんと出ておるか、超勤の願いと合うとるかはチェックしてございます。ただ、先ほど言いましたように、車の運転日誌、これは徹底するように。それから、業務日誌についてもかなり徹底するように努めていきたい、そう思っています。

○議長（新家 弘）

以上で殿井堯君の一般質問を終わります。

しばらく休憩をいたします。

~~~~~

休憩 11時45分

再開 13時00分

~~~~~

○議長（前勢利夫）

再開いたします。

一般質問を続けます。

……………通告順5番 6番（前勢利夫）……………

○議長（新家 弘）

6番、前勢利夫君の一般質問を許可します。

6番、前勢利夫君。

○6番（前勢利夫）

6番議員の一般質問は、通告のとおり、1、全国棚田サミット対応について、2、管内一般国道等整備について、3、林業振興についての3項目です。以下、項目ごとに質問を行います。

なお、一般質問は唯一、議員の主観的観念も表明できますので、これを交えて行っていききたいと思います。

棚田は、古来より日本文化の進化、発展、経緯を語る場合、日本民族の主食、米づくり、すなわち稲作耕作の母体として抜きにしては語れないのであります。考古学上前3世紀ごろと推察、遺跡調査等によってされていますが、弥生時代、大陸朝鮮半島経由、稲作耕作が我が国に伝来。郷土史においても、吉備地区、尾中複合遺跡、清水地区、二川・宝谷遺跡等が記述されております。弥生時代中期に至り、水稻栽培が広まり、学説上6000年以上続いたとされる縄文時代の生活様式、狩猟と漁業を中心に野菜採取と組み合わせた、いわゆる採取経済を脱却、前述したように、特色として水稻を主体とする農耕の開始と、道具としての石器にかわり青銅、鉄器、金属が使用されるようになり、生産産業、ものづくりへの大きな一歩が開始され、人々を小さな集団から大きな集団へ統一国家成立への歩みがなされるに至ったと解されています。

また、水稻栽培に欠かせない水、そのためのかんがい用水路の普及、農耕に関係の

深い自然現象、太陽、水、雨、風等を神格化する信仰や雨ごい、虫送りなどの農耕儀礼が盛んになり、文化の中核となっていくのであります。我が国建国の精神的支柱として、「豊葦原の瑞穂の国、みずみずしい稲の穂」の意であり、連綿と受け継がれておるのであります。申し上げるまでもなく、日本国の地勢は大小さまざまな山が海に迫り、その間に無数の河川が流れ、千差万別の気象を持つ小地帯が介在しており、昔から24節気72候の言葉どおり、日本国の四季の風情を端的にあらわすものではなく、適量の日照と湿潤が草木を繁茂させ、120種以上にも上る農作物の栽培を可能にしている。反面、急傾斜の産地、狭い海岸平野の史跡、複雑な気象条件、これらの水過剰と不足の併存から治山、治水、水質の3つが農業生産のかなめと言われてきたゆえんであります。

土地利用に至っては、変化に富む四季に比べて条件はさらに劣っています。山岳が多く、森林地帯が国土の70%近くを占め、耕地は16%にすぎず、水田は河川下流の沖積平野を中心に小河川流域の盆地、谷間や大地に展開、いわゆる千枚田、棚田なのです。その特性は、中山間の棚田は階段状になっており、おのおのの田に必ず取水口と排水口が設置、上の田から下の田へと水が流れるように仕組みられています。もちろん、この原則は平野部の田においても田と田の間にわずかであるが、必ず高低差が設けられています。この水を守るため、用水路の溝さらえ、ため池の底さらえ、土手の草刈り等共同作業を行ってきたのであります。このように気の遠くなるような長い長い期間、私たちの祖先は国土を守り、それに全力を尽くすことにより子孫を育てる水稲稲作を中心に、命の綱・食糧を確保する循環を受け継いでまいりました。

さて、明治以降、第3文明と言われる動力機械をフル回転して工業を営む機械工業文化の時代の、今、自然を中心とした循環社会は根底から崩されようとしています。人間中心の過信が、ともすれば自然の営みを左右できるんだという高慢にさえなりつつあるのではないのでしょうか。民俗学的世界的権威、梅原猛先生、稲作が広まった日本では水は重要であり、その水を森が蓄え、同じ水を田んぼに受け入れ、稲作農業を培ったというわけである。稲作がある限り森を必ず残す、稲作があるところ人間中心主義は育たない、森の思想が地球を豊かにする、そういう思想に人類は戻らないといけない。

さて、平成7年9月、棚田、千枚田を守り発展させるため、全国組織としての連絡協議会が同月28日、設立、発足し活動されていますが、改めて問います。設立の経過を踏まえ、目的、機構、事業等をお答えください。

なお、平成11年7月26日、1999年、農林水産大臣が117市町村、134カ所を認定しています。この資料につきましては、議長の許可を得て、後でお手元に配付させていただきますので、よろしく御参照いただければ幸甚です。

次に、21年度、農山村活性化プロジェクト支援交付金事業に基づいて、和歌山大学の協力を受けながら、あらぎ島元気プロジェクト事業、しみずエリア地域まるごと

自然体験構想を作成、取り組みの3本柱、23年から25年を中心に着々と努力されておりますが、この際、進捗状況を具体的にお答えください。

旧清水町、山保田の水田水道、そのため池開墾には笠松左太夫重吉尊師の存在なくしては語れません。あらぎ島もその代表作の1つであります。「水を飲むとき、井戸を掘った人の苦労を思え」の言葉どおり、今般のサミットに当たり、尊師の業績を改めて研さん。師にまつわる資料等、清水にある創生館に展示、開示されたい。お答えください。

今般、予定の第19回全国棚田サミットは、申し上げるまでもなく絶対成功していかなければならないのであります。サミットとは、ただ単なる祭りではなくして、御案内のとおり、いわゆる首脳者が中心となって集まる会議であるわけでございます。

平成18年、秋篠宮紀子様が、悠仁親王様を懐妊された際、地元の若手グループ・紀清の会が、棚田の最上部にある通称天井田でモチ米を栽培、祝いもちを献上。その後、誕生日を期してキャンドル祭を実施され、遠方を含め多くの観客を誘致され、大きな評価を受けている。また、清水中央商店会有志による地域夢を語る会が、さきに触れたプロジェクト振興、町おこしに積極的に行動されつつある。この自主的活動こそ、何にもかえがたい地域づくりの基本であり、これを機会にあらゆる方々の積極的かつ永続的な活動を、行政も強力に支援されたい。町の意向を問います。

2項目、管内一般国道整備促進についてを問います。

県当局の、また当選挙区和歌山国会議員の献身的努力により、主幹高速道路、阪和自動車道のうち、大阪ー有田川町間2車線化が5月に完成したことは、地元活性化のため双手を挙げ心から改めて満腔の謝意を申し上げます。これを起点として、管内一般国道480号、同424号の一刻も早い整備をぜひ実現していただくべく、関係当局に働きかけていただきたい。国道480号は、御賢察のごとく、世界遺産熊野高野参詣路として世界的脚光を浴びており、国際空港として24時間営業の関西国際空港から本町を経由、高野山の東玄関口として最短距離に当たります。既に知事の配慮により、川筋道路としての改修取り組みを決定されているのは心強いが、高野山開創、大師の1200年祭が平成27年に、その前に連日のごとくあらぎ島全国棚田サミットも踏まえ、大型車両安全通行が確保、実施できるよう、この際、特に幅員狭小部分の可及速やかな改修の実現に全力を挙げられたい。

なお、関係地域自治体に対しても、積極的な共同取り組みを要請、共同歩調をとり続けていただくことを求めます。

424号については、近い将来、必ず発生されると予見されている。東海道南海・南海道地震に対応、防災・人命救助のかなめとして役立つため、より難所改修取り組みを現場第一線から発信すべきだと考えております。回答を願います。

3、林業振興について問います。

現況は、余りにも過酷であります。町総面積351.77ヘクタール、奥地清水地

域195.96平方キロメートル、面積は55%のうち林野面積175.56平方キロメートル、まずお尋ねいたし、現在の木材市場を、スギ・ヒノキ材別にお示してください。

次に、昨年5月22日に成立・施行されている公共建築物等における国産材木材の利用促進に関する法律成立以後、当町としてはどのような取り組みを開始されており、取り組まれていくのかを平成18年4月1日、至る平成28年3月31日の10カ年計画で、有田川町森林整備計画書に当然この法律を生かして、さらに実のあるものとするのは当局の責務であると存じます。当町の森林所有者の規模は、5ヘクタール未満の小規模所有者は78%を占めておる中で、林業・林家活性化のため、今、共同化による促進方向を最重要視し、1、2、3を具体的に計画書に明示されているが、実際にどのように取り組み、どのような成果が上がりつつあるのかを答えられたい。

次に、清水森林組合に指定管理委託を行っている西原木材加工工場について問います。現在も常時、設備機具使用による対応について、十分注文要請に応じ、納入できるのか。もし不十分なら、今後どう対処し改善を図っていくのか、明らかにしていただきたいと存じます。

以上で質問を終わります。

○議長（新家 弘）

前勢利夫君の一般質問に対する当局からの答弁に入る前に申し上げます。

ただいまの質問の中に、棚田134カ所の認定に関する資料の提出の要請がございました。ただいまから資料の配付を許可しますので配付してください。

〔資料配付〕

○議長（新家 弘）

配付できましたか。

——それでは、当局から答弁をしてください。

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

前勢議員の御質問にお答えをしたいと思います。

まず1番目に、棚田サミットについての御質問であると思います。その中で1番目、全国棚田連絡協議会の設立の経過、機構、事業等を知らせということであります。答弁をさせていただきます。

全国棚田連絡協議会は平成7年9月に設立されたわけですけれども、設立意義として、「日本の農業の歴史的文化遺産、資源として、国民全ての財産である棚田の役割を見直し、先人たちの知恵を学び、環境保全、国土保全と農村文化を考えていこう」、こう記されています。このことは、今議員が言われたこととも相通じるものがあると思います。

協議会は、棚田を有する市町村、各種団体及び個人が、棚田を通じてネットワーク

化を図り、地域の活性化を図ることを目的としております。現在の会員数については、当町を含め自治体の正会員59名、団体正会員24名、個人正会員31名、個人賛助会員43名で合計157会員となっています。

協議会が行う主な事業といたしましては、1つ、棚田についての情報交換、交流に関すること、それから2つ目に、棚田に関する歴史、実態、活用に関する調査、3つ目に、講演会、講習会、サミット、文化的行事等の推進、その他、本会の目的を達成するために必要な事業などがありまして、年3回、機関誌ライステラスを発行するほかに、1年に1回、会員等が集まり、棚田の保全や有効活用、諸問題等について話し合う全国棚田サミットが開催されています。

サミットは、平成7年、高知県の禰原町に始まり、ことしは第17回として徳島県上勝町で10月28日、29日に開催されます。来年度は、熊本県山都町、そして平成25年が本町となっております。当町の次の開催地は佐賀県玄海町が内定をしております。

それから、あらぎ島周辺の開発構想についてのお尋ねがありました。農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業については、これは清水栗林地区での体験・作業、飲食・物品販売、宿泊といった各施設の建てかえということで認可をいただいているもので、あらぎ島の周辺整備とは直接関係はございません。

しかし、事業計画では、あらぎ島へ訪れる観光客も含めて集客を図ることを目的としているため、プロジェクト事業を活用し、あらぎ島に対する知名度や認識を高めていきたいと考えています。あらぎ島の周辺整備については、経済対策臨時交付金で、対岸の三田地区に駐車場を兼ねた展望所の建設を計画しており、平成22年度事業において用地買収及び展望所設計業務を実施しています。

また今後、国道480号線沿い、展望所周辺への遊歩道などの設置、展望所建設事業を含めてより多くの方にあらぎ島を訪れていただき、楽しんでいただくための施策を実施したいと考えています。このことについては、若干県のほうにも御協力をいただくことになっております。

また、しみずエリア地域まるごと自然体験事業につきましては、本年度、清水中央商店会が提案と実施を行う委託事業であります。事業内容としては、あらぎ島を中心とした清水地域への誘客と活性化を図ることを目的に、地域に伝わる民話の主人公である河童鬼っ子をメインキャラクターとして、情報発信所の設置等さまざまな事業展開を行うと聞いています。進捗状況でありますけれども、民話主人公等のモニュメントや案内看板の設置、商店街への休み処設置については、デザイン等の検討と設置場所の交渉を現在行っているところであります。パンフレットもモニュメント等の場所が決定次第、作成するとのことでもあります。また、語り部育成にも取り組み、中紀バスとタイアップしたモニターツアーも2回実施しました。

それから、このあらぎ島の棚田の建設に当たって、たいへん御活躍をいただきまし

た笠松左太夫さんのことでもありますけれども、資料を創生館へ展示してはどうかという御提案でもありますけれども、創生館については非常に古く、今展示場に改装しようとするにはたくさんのお金がかかります。できれば今1月に約1万人ぐらいおいでになってます交流館アレックで、今までもいろんな方の展示を行ってきました。一番最近、画家の川口軌外さんの遺品も展示させていただいて、たくさんの方がおいでいただきました。この佐太夫さんの資料もできるだけ協力して集めさせていただいて、アレックで展示をさせていただきたいと考えます。

それから、各種団体への協力支援ということでもありますけれども、清水地域には地域の活性化を図るため活動している多くのグループがあります。そうした取り組みに対しまして、まず心からお礼を申し上げたいと思います。今、議員が例に挙げました紀清の集いにおいても、毎年9月6日、悠仁親王の誕生日をお祝いし、あらぎ島を大きなケーキに見立てたキャンドルライト・イルミネーションを行っておりまして、今や町の一大イベントだと認識しています。この会には、もう年々、町外からたくさんの方がおいでになってくれております。

そうしたことから、イベント時には清水行政局の職員中心に事前準備や道路や駐車場の警備も行っております。また、町から補助金として本年度も50万円を予定させていただいています。清水中央商店会においても、清水地区への誘客と商店会の活性化を目的に、しみず地域まるごと体験観光創出事業に取り組んでくれていると聞いています。なお、この事業は、きめ細やかな臨時交付金事業を活用して、本年度、2,300万円を交付いたします。その他、しみずA・Cなど清水地域には多くのグループがあり、町から観光振興として、しみず地域観光活性化協議会に30万円、さくら祭り実行委員会に25万円などの補助を行っております。

町としても地域発展のため、これは清水地域に限らないわけでもありますけれども、熱心に活動していただく団体・グループには精いっぱい御支援をしたいと考えております。平成22年度においても、有田川町ふるさとづくり補助金を活用いただき、地域イベントや環境整備に取り組まれた17団体に対し300万円を交付させていただきました。本年度もこれは続けていきたいと思っています。

それから最後に、林業振興についてのお尋ねであります。

林業、非常に今、低迷をしております。その中で国が国内産材木の50%自給率を目指すという方針も打ち出されております。現在の木材価格でありますけれども、御坊木材共販所における取引平均価格は、ヒノキ、立方メートル1万2,258円、スギ1万1,957円、町の西原の木材加工センターの取引平均価格は、ヒノキ7,667円、スギ6,250円となっています。西原の木材加工所は、どうしても間伐材で曲がり材、それからB・C材の占める割合が高いために、価格が安くなっていると聞いております。

次に、公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律の施行後の本町の木材

利用状況でありますけれども、平成22年度においてふるさとふれあいの丘コテージの建設で91.59立米、御霊学童施設53.5立米、白馬中学校校舎内外装木質化で2.5立米、合計で約148立米の木材を利用しています。本年度は、吉備中学校武道場に約130立米、金屋庁舎に約200立米、農業活性化支援事業栗林地区整備に約331立米を予定しております。今後も、本町の公共事業において、可能な限り木材を利用するよう努めてまいりたいと思います。

続きまして、有田川町森林整備計画における対応でありますけれども、事務的には森林組合を含めた林業事業者から提出される森林施設計画の認定、伐採届けの受理等が中心であります。小規模林家や町外の森林所有者の占める割合が高い状況の中で、施業の団地化、集約化を推進し、省力化につなげていくことが最も重要であります。これを実現するためには、森林組合主導による提案型施業に取り組み、森林所有者への働きかけや掘り起こし活動を行うことが最善の策と考えております。その結果、平成22年度、清水地区においては、集約化施業による作業道5カ所、2,233メートルを新設、間伐面積は約517ヘクタール、うち7.94ヘクタール、586.58立方メートルの搬出を実施しております。

最後に、町木材加工所において注文が対応できない規格外製品については、外注をしている状況であります。そうした製品への対応については、今後の規格外製品の受注動向や費用対効果をかんがみながら、清水の森林組合とも協議をしながら、必要なものについては補助金等も利用し、整備を検討してまいりたいと思います。

それから、管内の国道の整備促進についてのお尋ねでありますけれども、5月22日の植樹祭を機に21日、有田インターから海南インターまで4車線化が完成し、今までの渋滞がうそのようにスムーズに流れるようになりました。今後は、有田インターから御坊インターまでの間、4車線化が実現できるよう国、県へ働きかけていきたいと思っております。その4車線化完成と同時に、結構車の台数も、完成からわずかでありましても、徐々にふえてきております。非常に当地方にとっては、今後いろんな面で有利な活用ができるのではなかろうかと思っております。

それから、国道480号については、大型車両の対向できない箇所が、金屋地域では長谷川地内2カ所、また、現在新設中の岩野河バイパスが整備されておられません。清水地域では、ふれあいの丘スポーツパークの上流、久野原の青地橋から井谷の通称ダット方面へかけての間7カ所程度、また板尾大橋から押手の鳥居橋までの間が整備をされておられません。

23年度の事業といたしまして、長谷川地内の2カ所が新規事業で、岩野河バイパスは23年度から24年度を完成目標としており、現在も着々とこれに向かって提示をされております。また、板尾から安諦バイパスは測量中で、24年度から用地買収に入ると聞いております。424号については、金屋から日高川町の美山間が修理川バイパスが21年10月に完成し、全線完成しました。吉田から西ヶ峯間は、吉田の

中心地、有原の一部、西ヶ峯の区間が整備されておられません。現在、吉田バイパス、西ヶ峯の五名大橋から畦田にかけて工事が施工されており、23年度は吉田バイパスの約半分が完成し、その後、山切の工事を施工する予定で、有原、西ヶ峯も測量、用地買収、工事へと順次進めていくと聞いております。

3月に発生した東日本震災は、早期に復興を願うものでありますけれども、この震災を見て、まだまだ地域は道路網を初めインフラ整備はとにかく必要だということ、今後、国、県へ強く要望していきたいと考えております。

以上で終わります。

○議長（新家 弘）

教育長、楠木 茂君。

○教育長（楠木 茂）

前勢議員にお答えを申し上げます。

創生館関係につきましては、町長の答弁のとおりでございます。なお、笠松左太夫翁の関係資料につきましては、地域交流センターアレックのオープン時に1カ月間、有田川町の偉人たちというコーナーで広く紹介をしてみたいへん好評をいただいております。今後、町長からの答弁もありましたが、よい機会に再度実施をし、笠松佐太夫翁の業績を改めて研さんしたい、こういうふうに考えております。

また、あらぎ島につきましては、議員御案内のとおり、平成8年に第4回美しい日本のむら景観コンテストで農林水産大臣賞を受賞しております。また、平成11年度には、農林水産省から日本棚田百選に選定されているところでございます。現在、本町教育委員会では、文化庁に対しまして重要文化的景観に選定されるよう、平成22年度からあらぎ島文化的景観保存調査委員会を設置し、25年度の選定に向け作業を続けているところでございます。

以上でございます。

○議長（新家 弘）

答弁ありませんか。

——答弁なしと認めます。

6番、前勢利夫君。

○6番（前勢利夫）

再質問いたします。

3回の質問は許されておりますので、最後は要望のみにとどめまして、この点については当局の答弁は求めません。

2回目の質問に入りたいと思います。若干順不同になると思うんですが、まず棚田の問題でございます。

御案内のとおり、これは冒頭にも申し上げましたとおり、是が非でも成功していただかなければならない全国棚田サミット。いわゆるサミットというのは、首脳会議を

日本語に訳したら意味するわけです。ただ単なる祭りではございません。しかも加入者数からいって、国体や植樹祭のように順番がありますが、構成員と、先ほどからも説明いただいたんでございますが、1回やると次の誘致には少なくとも半世紀、50年以上はかかることは構成から見て明らかでございます。それだけに、やることは物すごく地域活性化につながり、ただ和歌山県で1カ所の百選に選定されております。あらぎ島じゃなくして、いわゆる山間僻地を形成する稲作の母体、棚田を今後どういうふうに守り、日本文化上連綿と伝わってきておる文化をいかに高めていくか、教育長の御返事にもありましたとおり、そういう面を含めて一段と強力な、まさに全町民、その点を筆頭に町長部局は担当課を中心に全課を含めておのおの参画していただきたい。それも個々勝手やなしに、長のもとに統一ある行動によって参加地域に呼びかけていただきたいということを、これについては改めて答弁を求める次第であります。

管内一般国道2線につきましては、ほぼ的確に進捗状況を御説明していただきました。要するに、棚田サミットもう足かけ3年しかないわけでございますが、大師の1200年祭も含めて残されておる期間がわずかでございます。首脳、これは当局ではなしに県体制、国会先生等の考え方も含めて、かなり強力に推進していただかないと絵に描いたもちに終わる。少なくとも1200年祭には、どんなことがあっても大型輸送車が入れる体制だけを実現していただきたい。そして、今、中座しておるんか継続されておるのかわかりませんが、有田市、本町、かつらぎ、高野町、この連携を深めていただいて、単独の問題としてではなく全体の地域が道の安全な開発なくして繁栄がありませんので、少なくとも世界遺産の高野山、熊野参道へ集まる方々の何%かが480号、424号経由で参画されるようにぜひとも実現していただきたい。県の町村会長でもあります町長の立場から、特に県当局に対して、これはともすれば今度の災害によって、そうでない地方に対する公共事業が予算獲得上、たいへん想像以上に厳しくなることは明らかでございます、日本の財政を思うとき。そんな面を含めて、よほど腹のすわった交渉を重ねていただきたい。これについてのお答えを願っておきたいと思っております。

もう一つ、森林組合につきましては、御案内のとおり、清水地区、金屋地区も含めまして商業経営が非常に多ございます。いかに林家が共同化していくか。町の10年計画につきましても目を通すとき、これが一番中心になっております。これはやっぱり強力に進めていただきたい。ただ単に、もうすべてを組合に委任しておるのではなくして、より行政のいい意味での関与を強めていただいて、一体となって林業の開発をやっていただきたい。法的にはこの国の目も、政権が変わっても林業振興には向いておることは22年の法律を見ても明らかでございます。そういう面からも徹底的に組合とタイアップして頑張りたいと思います。

これについてもお答えを願ひまして、私の2回目の質問を終わりたいと思ひます。

○議長（新家 弘）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

お答えをしたいと思います。

まず、棚田、25年度の全国サミット、これは是が非でも成功させというお言葉であります。もちろん、そういった気構えを持って、もう今から取り組んでいるところであります。この棚田というのは、本当に昔から地域に根づいた稲作づくりの原点だと思っています。そういった地方の方々が一堂に会してこれをやるということで、ぜひ成功に持っていきたいと思っています。ただ、棚田サミットについては、地域の方々の協力、これも有田川町民全部の協力がなかったら成功はできないと思います。今年度については、四国の上勝町でやるわけなんですけれども、これは清水地域の区長会が年中行事の一環としてここに参加をしてくれるようであります。ただ、上勝町については非常に狭くて、泊まる場所が少ないということで、どうやら人数制限があるようでありますけれども、できるだけ多くの方々にサミットの見学に行ってもらえるように努力をしていきたいと思っています。

それから、480号、424号、これ議員おっしゃるとおり、まだまだ狭隘な箇所、有田川町だけでも何カ所かあります。特に27年度の高野山の大会については、到底これも1町ではできない話でありまして、幸い県知事も川筋ネットワーク、1日でも早く高野山まで道をつけたいという思いを熱く知事も語ってくれております。また、424号も災害、そういった経済の発展から考えても1日も早い拡張整備が必要となってきております。

今年度から、実は480号整備促進協議会、これも高野山から始まって花園、有田川、有田市の協議会でありますけれども、有田市のほうから私のほうに会長を譲っていただいたというのはおかしいんですけれども、かわっていただいて、今年度から480号整備促進協議会の会長として一生懸命に国、県に強力に働きかけていきたいなと思っています。

それから、森林組合、議員おっしゃるとおり、非常に森林というのは材木をただ搬出するだけじゃなくして、水の涵養とかCO₂の吸収、非常に多様な効果を持っております。そういった意味で、これからも森林整備についてはいろんな林道であったり作業道等々についても積極的に取り組んでいきたいなと思っています。ただ、林道については、政権交代と同時に見直し作業にひっかかりまして、新設は認められないということで、今、国のほうが進んできております。その中で、幸か不幸かわかりませんが、1路線だけ認めていただいて、清水でまた新しく新規に1路線の林道をこれからつけていく運びになっております。これからはすべての面について、棚田サミット、それから国道、基幹国道、それから林業についても誠心誠意、また森林組合とも相談をしながら取り組んでいきたいなと思っています。

○議長（新家 弘）

6 番、前勢利夫君、答弁漏れはありませんか。

—— 6 番、前勢利夫君。

○ 6 番（前勢利夫）

再々質問をいたしたいと思います。

これはもう教育長だけでございます。棚田の中で申し上げておりましたとおり、この尾中遺跡が完全な発掘調査を終わって、いわゆる縄文時代から弥生後期までの間の遺跡であることは確実に証明されております。

宝谷遺跡、これは二川にあるわけでございます。場所は、白馬中学校のどこへ出てきております、三瀬川の谷筋にございまして、皮肉なことに 28 年の大水害によってその一部が奇跡的に露出して発見されたものでございます。ただ、余りこういう考古学的な知識が一般にはないもんですから、当時復旧作業に当たったある建設業者の仕事された方々は、出てきた土器を片っ端からそこらあたりに投げつけて割ったという逸話が、これは冗談ではなしに。災害の混乱であったために、必ずそういう形跡があれば、これは遺跡としての何を事業者が届け出さなければいけなかったんです。そういうような人命救助を、道の設備等も含めてできなかつたんです。そういうもんがあったという事実が、清水町史に歴然と記載されておるんでございます。その後の発掘調査が必要だということを記載したのみで進んでおりません。ぜひともたいへんお力をいろいろ賜っておる教育長でございますので、これを起源として発掘調査が可能なような状況を進めていただきたい。

ほかに清水には粟生遺跡がございます。これは現在の粟生小学校の校庭であったんでございますが、これは一応正式な発掘調査を水害前にやったんでございますが、残念ながら、いわゆる土器と一切の生活様式を残すものについては、この水害によって収集したものが大半流出してしまいました。こういういきさつがありました。

それから清水遺跡、これは現在の行政局の上流、谷口橋から大淵橋までの間に、これも 28 年の流出によって出てきたものでございました。当時の権威者でありました、名前を言ったら勉強される議員のことでございますので、すぐ何していただけたと思うのでございますが、勝俣先生が非常に熱心に調査され、若干の土器を集められて。ただ、町を挙げて、当時の清水を挙げて、また県を挙げての調査はこれもございせんし、水害の復旧に急がれた、護岸を立てなければならないという関係で、荒廃したままの姿でそのままの形で置かれております。

それから御案内のとおり、対岸の西原、ここにも西原遺跡、これがございます。それから、久野原の葛籠、一番中心の地域でございます。ここにも遺跡があるんでございますが、これも皆、水害によって壊滅的な打撃を受けて、その後から出てきたということは郷土史に明記されておりますので、こういう遺跡について調べること、たいへん手間もかかり労力も要ることでございますが、これはもう先代の残した消すことのできない歴史でございますので、ぜひとも厳しい財政状況でございますが、研究の

糸口をぜひともこの際、つけていただくようお願いいたしまして、御返答を求めて私の質問を終わりたいと思います。

○議長（新家 弘）

教育長、楠木茂君。

○教育長（楠木 茂）

前勢議員にお答えを申し上げます。

議員御案内のとおり、尾中遺跡、まだこれは発掘の途中でございまして、まだ出てくるものがいっぱいございます。そしてまた議員御案内の宝谷遺跡、そしてまた清水遺跡、栗生遺跡につきましては、うちに川口という学芸員がございまして、それと十分協議いたしまして調査したいとそういうふうに思っております。

（「議長、終わります」と前勢議員、呼ぶ）

○議長（新家 弘）

以上で前勢利夫君の一般質問を終わります。

しばらく休憩いたします。

~~~~~

休憩 13時58分

再開 14時15分

~~~~~

○議長（新家 弘）

再開いたします。

一般質問を続けます。

……………通告順6番 1番（増谷 憲）……………

○議長（新家 弘）

続いて、1番、増谷憲君の一般質問を許可します。

1番、増谷憲君。

○1番（増谷 憲）

ただいま議長のお許しを得ましたので、1番議員、一般質問を行わせていただきます。

私は今回、4つの問題について通告を出させていただいておりますが、最後の質問については同僚議員2人が取り上げておりますので、一部割愛させていただいたり、補充しなければならない項目もありますので、若干変更させていただきたいと思いますが、その点、町長は十分御答弁できる範囲内だと思いますので求めておきたいと思っております。

まず最初に、防災対策について伺います。

東日本大地震は、国内外に恐怖と自然の破壊力の大きさをまざまざと示し、さまざま分野に地震対策のやり直しを迫っています。今回の地震で未曾有の犠牲者、有田

川町の人口がなくなるくらい大きな犠牲を生んでいます。改めて亡くなられた方々や被災された方々に哀悼の意を表明し、お見舞いを申し上げます。そして、1日も早い復興を願うものであります。

さて、今回の大地震で改めて被害の想定をどう予測するか、また震災対策は庁議の課題になってきているのではないのでしょうか。そこで、本町の防災を考える上で地域防災計画の内容を検討しなければなりません。地域防災計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき町防災会議が作成する計画であり、今後の町の防災対策の指針になるものであります。

この計画の最大の目標は減災であり、大規模災害による死者及び重症者を今後10年間で半減させることを明記しています。ただし、地震被害想定は県の地震被害想定調査の結果から出されるようになっており、地震の震度も6弱から5強の範囲となっており、想定被害の死者数で40人、重症者23人、建物全壊・消失棟数768棟、避難者数が4,807人、そして2割の方が1週間後も停電状態、あるいは地震直後の断水率は48%続くとなっています。改めて今後の発生する地震を考えれば、想定の見直しも当然必要となってくると思いますが、見直しの時期はどのようになっているのでしょうか。そして、見直しをする上で第1点目として、設定目標で地震規模と想定被害は過小評価にならないかどうか、この点を伺いたいと思います。

第2点目は、避難対策として町内のすべての避難所に指定しているところがありますが、避難所として適切であるのか、確認はされておられるのかどうか伺いたいと思います。特に学校や保育所や老人施設などの福祉施設での避難方法はどうか。

第3点目として、二川ダムの決壊とダム両側の地形の崩壊を見込んでの対応策になっているのか。いないとすれば、その理由を説明してください。

第4点目として、消防力の基準を上げることが震災への対応で不可欠であります。特に消防職員の人員配置の引き上げ、消防団の高齢化や定員割れの中で、増員についてはどのような見通しを持っておられるのか示していただきたいと思います。

2つ目の問題として、自主防災組織を全地区で対応できるよう、組織の確立に援助していただきたい。町地震防災対策アクションプログラムでは、平成24年までに設置率70%以上となっていますが、この点ではいかがでしょうか。また、組織をつくっている地区での定期的避難訓練などもアクションプログラムでは年1回以上の訓練をとっていますが、この要請は必要ではないでしょうか。

3つ目の問題点として、有田川の河床の土砂や雑木の撤去、危険水位を知らせるランプの設置を求めたいと思いますがいかがでしょうか。

4つ目の問題として、老朽化した堤防の補強、町道の橋梁やトンネルの強化対策、また急傾斜対策の見通しについてはいかがでしょうか。

5つ目の問題として、孤立が予想される地域の支援策はどのように考えておられるのか示していただきたいと思います。

そして、この問題の最後の点として、震災後の復旧対策であります。東日本大地震でも大きな課題になっていますが、その基本とすべきことは、住民本位で生活・住宅・雇用対策を中心に検討できるように考えておくべきだと思いますがいかがでしょうか。

次に、2つ目の問題に移ります。こども医療費についてであります。

こども医療費の対象年齢を、小学校6年生までを中学校3年生まで引き上げることについて、これまでも何度か取り上げてまいりましたが、町長は1年間の実績を見てからという答弁でありました。既に7カ月の実績も出ております。予想もつきやすくなると考えています。そこで、現在の小学校6年生までの予算額とこの間の実績額、1人当たりの額の対比について説明を求めます。

第2点目は、中学校3年生まで拡大すると、対象の中学生の人数と、それにかかる試算額はどのくらいになるのでしょうか、説明を求めます。

第3点目は、中学校3年生まで医療費を無料化して、子育てしやすいまちづくりとして若年層の増加を図り、人口増につなげてはいかがでしょうか。

第3問に移ります。国保税の引き下げについてであります。

この問題も何回か取り上げてまいりましたが、改めて国保税1世帯1万円の引き下げについて質問いたします。国保税の引き下げについても、この間、取り上げてきましたが、再度、今回の議会で私は求めていきますが、町長はどのようにお考えになっているのでしょうか。そして、国保会計を苦しくしてきた原因である国庫負担の引き上げを町村会を代表して政府に要求をしていただきたいがいかがでしょうか。

さて、最後の質問に移ります。

機構改革についてであります。まず、この機構改革は、課長制から部長制に変えるという点についてが中心になっていると伺っておりますが、きょうは同僚議員2人が質問をしていますので、部長制についての理由については省かせていただき、第2点目の何よりも大事な点は、分庁方式をとらざるを得ない中で、部長制が町民に視点を置いた行政サービスの向上につながるのかどうか、この点の説明を求めます。

そして第3点目の、仮に部長制になったとしても、部長が全体を掌握できるのか。一層不確保の会議等が多くなって、小回りのきかない状況が生まれまいか心配しますがいかがでしょうか。

そして第3点目として、2人の同僚議員が取り上げた中で確認していきことが出てまいりました。今回の提案では、いわゆる管理職が101人から47人に減らすという方向の中で、そうなりますと54人がどうなるのかということが出てまいります。仮に来年、課長級が、管理職クラスが10人やめたとしても、40人余りのその方々の立場がどうなるのかという点での答弁がなかったと思います。私は予測するわけですが、降格ということも考えて、試験にかけてふるい落とすことも考えておられるのではないかと心配いたしますが、この点、明確に御答弁を求めて、第1回目の質問を

終わります。

○議長（新家 弘）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

増谷議員の質問にお答えをしたいと思います。

まず、防災対策について、地域防災計画の見直しの時期はというお尋ねであります。

有田川町地域防災計画では、計画の修正について、災害対策基本法第42条の規定に基づきまして、毎年検討を加え、必要があると認めるときはこれを修正するとありまして、今後、今回の東日本大震災を受けて、東南海・南海地震等の被害想定の大規模な見直しが行われると思いますので、それに基づきまして実施をしていきたいと考えています。

次に、設定目標で地震規模と想定被害は過小評価にならないか、減災目標数値はというお尋ねであります。

東南海・南海地震による地震被害想定について、有田川町では最大で西部市街地部で震度6弱、その他の地域は震度5強である。また、人的・物的な被害としては、議員御指摘のとおり、地震の発生時間等にもよりますけれども、最大で死者40人、負傷者229人、全壊及び消失家屋768棟などとなっています。

有田川町においては、減災目標を東海・東南海・南海地震などの大規模災害による死者及び負傷者を今後10年間で半減するとしており、それを達成するため、町が実施する地域防災対策を体系化した有田川町地震防災対策アクションプログラムを平成21年12月に策定し、取り組みを進めているところでございます。

それから、避難対策、全避難所の確認はどうか、学校・福祉施設での避難はどうかということであります。

避難対策については、避難所は平成21年度に見直しを実施し、町全体では71カ所の避難所を設けるとともに、避難場所に対象地区を設定し、住民へ周知するため各家庭避難所周知対策事業を実施し、町内各家庭に避難場所を記入できるマグネットクリップを配布し、各家庭が避難する町指定避難場所の周知徹底を図るとともに、各地域に応じた一時避難場所の設定や避難経路についても各区や自主防災組織で検討いただき、災害発生時に迅速な避難活動ができるようになればと考えています。また、各指定避難所に可搬型無線機を設置し、災害時の緊急連絡ができる体制をとっております。

福祉施設での対応については、しみず園、高齢者福祉センターにおいては、防災マニュアル及び自衛消防組織の設置等により年2回の避難訓練を行っています。学校における対応は、各校において災害対策マニュアルによって地震・火災訓練の避難訓練を年間3回以上実施しているところであります。

次に、二川ダムの決壊とダム両側の地形の崩壊を見込んでの対策をという御質問で

あります。

二川ダムの決壊とダム両側の地形の崩壊を見込んでの対応策については、洪水時の調節と発電を目的として昭和42年にダムが建設されました。ダム建設におきましては、綿密な地質調査のもと、堅固な岩盤を選定した上、耐震設計がなされていると聞いております。ダム管理におきましては、震度4以上の地震を観測した場合には、その都度点検を行うなど精緻な管理に努め、対応していると聞いております。

実は、このことについて、この5月19日、全州市町村会議というのがありまして、その席上、北山村の奥田村長からいろんな避難場所の耐震の今検査をやっているんやけど、ダムの検査も、そろそろ古いダムができてきているんで、ダムの耐震の検査も必要じゃないかという質問が、北山村長の奥田さんから出ました。その中で、知事は、「全くそのとおり」やと。「それも今後、検討をしていかなければならない」という答弁をしますんで、ダムの耐震の検査についても順次進めていただけるのかなという感じであります。

それから、有田川の河床の土砂が雑木の撤去についてでありますけれども。この撤去については、金屋橋付近から上中島までの間で土砂の堆積や雑木、竹が生え茂っております。毎年、土砂の^{しゅんせつ}浚渫や雑木の撤去の工事を施工していますけれども、進んでいない状況であります。23年度の工事は、上中島付近で河床掘削工事を予定しております。また、県単事業で雑木の伐採や^{しゅんせつ}浚渫工事を実施する予定と聞いております。丹生橋からずっと下も、一応土砂の搬出はできないんやけど、どこか片方へ寄せるとか、護岸補強にもなるんで、その工事は順次進めていくという計画は聞いてます。これも計画どおり進めていただけるように、今後しっかりと頑張っていきたいなと思っています。

それから、危険水位を知らせるランプの設置については、ランプの設置は今しておりませんが、災害時には有田振興局で河川の水位状況の監視を行って来ております。それに基づいて洪水予報を市町村、水防団、流域住民へ周知を現在しているところであります。

老朽化した堤防の補強については、昭和28年水害で復旧工事をした堤防が多く、改修補強されていない老朽化した箇所が多く残っているのが現状であります。県において、必要に応じた修繕対応をしている状況でありますけれども、早く河川の修繕が終わるように要望をしていきたいと思っています。23年度の事業でありますけれども、上中島付近での広域基幹河川改修事業で、河川掘削工事が予定されています。また、雑木の伐採や整地など河川修繕についても施工する予定と聞いております。

町道の橋梁について、21年度、22年度で橋梁長寿命化対策調査業務で点検調査を実施いたしました。23年度からは点検調査に基づいて解析を行い、その後、改修工事を行わなければならない橋梁から順次工事を実施していきたいと考えています。

トンネルの強化策についてでありますけれども、国道、県道に10本あります。2

1年度に点検を実施しており、点検結果により対策が必要と位置づけられたトンネルについては、予算の範囲内で順次対策を講じていく予定と聞いております。

また、急傾斜対策については、本町は山間地が多く、そこに散在、点在する家屋が多くあります。山や家屋の周りの地盤にクラックが発生した場合や岩の落石が起こりそうな箇所について、地元から報告があります。その都度現場で確認し、県事業の急傾斜地崩壊対策事業や地すべり対策事業、砂防事業、また予防治山事業、復旧治山事業、町事業の県土防災事業等で対応をしております。23年度事業では、砂防事業、地すべり対策事業、治山事業等を実施予定と聞いております。いずれにしましても、防災対策は町だけではできませんので、国、県の事業で施工できるように、県に対して強く要望をしていきたいと思っております。

次に、消防の基準、特に人的配置の引き上げをということであります。

消防力の基準でありますけれども、消防本部については、平成12年に国から示された消防力の整備指針による当町の消防職員の基準、これは最高ですけれども93人となっています。現在、条例定数は64人で、実際、定員は62人、1本部2署の体制で消防・救急・救助及び予防事業等に当たっています。

有田川町消防団では、支団制を採用し、吉備・金屋・清水各支団合わせて933名、4月1日現在、条例定数は1,050名であります、の団員をもって、火災のみならず防災全般についての取り組みを実施していただいております。この団員数は県下でも和歌山市、紀の川市、田辺市について4番目で、大規模災害に備える上で地域住民の大きな支えとなっています。また、職員につきましては、平成22年6月に有田川町職員災害時初動マニュアルを作成し、災害が発生した場合または発生するおそれがある場合に、各自が迅速かつ適正に行動し、円滑な災害対策を実施できるように努めています。3月に発生した東日本大震災を教訓に、当町の防災力をさらに高めなければならないと思っております。

実は、消防本部ですけれども、今、64人定員で62名で稼働しています。ただ、この消防本部については、できたときに多くの方が一遍に、まあ年齢差はありますけれども、近隣でたくさんの方が入られて、間もなく定年を迎えます。そうしたためにも、ちょっとまた定員の条例をお願いして、そういうときのために、また一遍にやめて一遍に入れるということのないように、皆さん方にも定員の条例改正をしていただいで、対応をしていきたいと思っております。

それから、自主防災組織の話でありますけれども、大きな災害については、基本的には町の避難所、設定してありますけれども、どうしてもそれだけでは対応できないと。やっぱり自分たちの区は自分たちで守っていただく、あるいは大災害になりますと、それはもう孤立するところも出てくるんで、自分たちのところは自分たちで守っていただくというのがこれから基本になっていくのかなという考えを持っています。その中で、自主防災組織の役割というのは非常に重要な役割になってくると思っております。

今回、自主防災組織、立ち上げる中で、また立ち上がっている中で、今回、民生児童委員の方、この方はひとり暮らしの方とか、どこにどういう方が住んでいるというのを非常によく知ってます。それでこの間も民生児童委員の会長さんのほうから申し入れがありまして、ぜひ今できてる自主防災組織の会合、あるいは今後できるその各字の会合には、必ず地域の児童民生委員も入れてほしいと、できるだけの強力をしたいんやという申し出がありまして、各地域の区長さんにもその話は今伝えさせていただいたところであります。

この自主防災組織については、4月1日現在、63地区で58組織が結成されておりまして、今年度も3地区で設立が予定されています。今後も未設置区へ設立を促し、設置率100%を目指していきたいなと思っています。今、設置率は約60%であります。

自主防災組織による避難訓練は、平成20年度より実施している有田川町自主防災組織研究会において、各自主防災組織役員さんに研修を受けていただく中で、定期的な訓練の呼びかけをしております。訓練を実施する組織は増加してきております。今後とも自主防災組織の定期的な訓練の実施及び避難訓練の実施について、町も取り組んでいきたいと思っています。こういった訓練をしてくれるところには、若干でありますけれども、手当を出させていただいています。もう60%以上の区が、これに参加をしてくれております。若干何人か、議員のある地域でまだ自主防災組織のできてないところがございまして、これも議員が先頭に立って、今後その地域の防災組織設立のために御尽力を願えれば非常にうれしく思います。多分もう議員がそれで一緒に先頭になってやってくれれば、すぐにでも立ち上げてくれると思います。

それと同時に、本当に1つの区で立ち上げにくい区があることも事実であります。それで清水地域の五郷地区については、これも全体で1つの自主防災組織を立ち上げてくれております。1カ所で立ち上げられない区があれば、2つとか3つ組んでいただいても結構ですんで、できるだけ早急に立ち上げていくように、とにかく100%立ち上げていただくように、これから努力をしていきたいと思っています。

それから、震災後の復興対策についてでありますけれども、震災後、復興本部の組織を立ち上げて、復興まちづくり体制の整備を行うこととなりますけれども、町民の皆さんの意見を十分に取り入れながら、さらに災害に強いまちづくりを念頭に復興を進めていく必要があると考えております。

それから、子どもの医療費についてでありますけれども、昨年9月より実施しておりました、平成23年度分も含めて7カ月、もう既にたちました。実績では、1,598万円の支払いがありました。これを対象児童1人に計算をして、1年間に換算しますと1人当たり1万9,716円となります。これに対して、今年度当初予算額では2,500万円と見込んでおりましたんで、実績と予算はある程度合致していると思います。

それから、平成23年度の有田川町在住の中学生数は927人あります。このうち、ひとり親医療等の対象者数を引きますと793人となります。また、中学生の医療費負担額として、平成23年度予算の小学生の負担額2,500万円を適用すると、現段階での試算額は1,625万円程度と見込まれます。この中学生までの医療費無料については、御熱心にいつも御質問をいただいています。1年間の経過を見まして、1年間過ぎた時点で前向きに考えさせていただきたいと思います。

県下で中学校までを対象としているのは8団体で、うち2団体が今年度4月から新規に実施をしております。また、有田の近隣市町の実施状況を見ますと、湯浅町がとし4月から実施している状況であります。このような中、有田川町では小学生については昨年9月から実施し、まだ8カ月しか経過していないので、1年間の動向を見ながら、先ほども申し上げたとおり、前向きに検討をさせていただきたいと思います。

それから、国保税1万円の引き下げをとということであります。平成22年度において、保険給付費が予想を下回った結果、予定していた基金の取り崩しをすることもなく、逆に5,500万円の基金積み立てをいたしました。御存じのとおり、平成23年度当初予算において1億5,000万円を取り崩すこととしております。平成23年度税収も当初予測よりは好転するであろうと聞いていますが、それでも多額の取り崩しが必要な状況には変わりはありません。

また、後期高齢者医療制度が廃止され、新しい保健制度が平成25年度から始まることとなっておりますけれども、これについてもまだ不透明な部分が多く、具体的なスケジュールがいまだに示されないままであります。このような中、有田川の国保財政を安定したものにするために、もう少し時間をかけて見きわめた上で検討をしたいと考えています。

また、町村会長として国庫負担の増額をとという政府に要望ということでもありますけれども、これも去年も実は全国の町村会の会合において、国保の国庫負担率をもっと上げよということを強力に政府のほうに要望を出させていただいています。恐らく今年度もまだ明確な回答をいただけていませんので、ことしもその要望については重要な課題として全国町村会でも取り上げていくと聞いております。以上です。

—— ちょっと訂正をさせていただきます。子どもの医療費についてでありますけれども、昨年9月から実施して、一人当たりの7カ月の実績では、1,598万円の支出があって、これを対象児童1人に計算しますと、1年間に1万9,716円、これに対して、今年度の予算額では、先ほど2,500万と言ったけど、それは間違いで、予算額は1人当たり2万500円を出させました。ある程度予想と実績とはそんなに差はなかったのかなということでもあります。訂正しておわびを申し上げたいと思います。

—— もう1回、答弁漏れがありました。機構改革のことでありまして、町民に視点を置いた行政サービスの向上になるのかという御指摘でありますけれども、とにかく

人員削減をする中で、町民にサービスが低下しないようにこの制度を取り入れていくということになったわけでありまして、とにかく部長になる人については、いろいろな権限も与えるかわりにすべてを把握していただいて、大きな視点から見出していきたいと思っております。

○議長（新家 弘）

企画財政課長、武内君。

○企画財政課長（武内宜夫）

増谷議員の質問に対しまして、長の補足答弁をさせていただきたいと思っております。

先ほど、管理職員と云って数字を言ってくれたように思っておるんですけども、僕はさっき話をさせてもらったのが、役付職員101名ということで、ちょっとそのほうを説明させていただきたいと思っております。まずもって現在の4級に位置しておる職員につきましては、課長補佐、そして主幹、係長、こういう三つの職が混在しておるということでございますので、ここの部分につきましては班長と、もう1つは、今は仮称でございますけど主任さんというような格好で整理をしたいということでございます。それで、係長であるとか主幹というのを廃止したい。そしてその人らを実行部隊でということで、さっきからの答弁をさせていただきました。そんなことでございます。

それで、今結果から申し上げますと、101人から47人に減るということは、もちろん47人と申しますのは、先ほどから申しておる部長、そして課長と班長という意味でございます。それで、今言った101人には、その主幹と係長も含んでおりますので、その主幹、係長で、班長さんにもしなれない人ということにつきましては、もちろん主任という位置づけになるとこのように解釈をさせていただきます。

以上でございます。

○議長（新家 弘）

1番、増谷憲君。

○1番（増谷 憲）

再質問をさせていただきます。

まず、防災対策について伺いますが、地域防災計画をつくる上で、どういうふうに対応するかというのはやっぱり大事だと思うんです。先ほどの御答弁をお聞きしてましたら、今のつくっている地域防災計画の域を出ていないし、県の指導がどういうふうに来るのかと、それ待ちになっているような気がするんですが。考える上で、どうしてもこういう点は述べておきたいというふうに思うので、先にその防災目標についての考え方等について、私の考え方なりをまず述べさせていただきたいと思うんですが。防災目標をつくる場合、被害想定調査結果を根拠に出されるということは皆さん御存じだと思うんですけども、この場合、調査段階のときに、既に講じられている予防対策を前提にしていたり、発生被害量に対する応急対策や復旧対策が内容となってきます。新たな予防対策の推進については、発生被害量の提言を意味し、応急対策

や復旧、必要とする防災活動をかえって減少してしまう可能性が出てくると。

さらに大規模災害については、想定を越える揺れや異常な降雨量によって、予防対策面の不備やおくれはなかなか論議されずに不問にされてしまい、被災後の対応に関心が集中することになってしまいます。ですから、予防対策が前提とする地震規模や降る雨の量の設定が適切であったかどうか、その結果、予防対策が適正であったかが問題にされないといけないという点であります。しかし、現実を考えますと、今の行財政事情から供給可能な防災対策量との関係で、自然現象を過小評価したり、自然地形の変更、開発を行っている現状から、容認してしまってるという問題点があります。その上に立って、町の防災対策を考える上で、まず町民の生活圏において、環境面の安全性と町民の防災能力の向上を図ることを目標にしていきたい。

その上で、3つの点があります。1点目は、具体的で実際の施設などの改善が不可欠であり、災害による危険の実態を公表し、ここが大事です、確保すべき防災目標を町民とともに共有することが大事であります。2つ目は、町の業務全体について、非常時の対応をぜひ検討し整備すること。3つ目、危機管理についてであります。対応手段や判断基準を事前に準備するとともに、判断訓練、例えば図面上において訓練による思考訓練、これが専門家がぜひとも必要だと指摘していますので、こういうことをぜひ取り入れていただきたいと思えます。

2つ目の点であります。避難所の問題であります。先ほど避難所の見直しについては具体的に言及されなりましたが、例えば2つの事例を挙げます。石垣地区の石垣公民館であります。ここも避難所になっています。しかし、ここは下流からの増水や、また下からの津波の状況によっては、どこまで流量がふえて、国道まで上がってくる可能性も十分に予測されますから、安心とは言えないという点があります。また、上中島には町防災ステーションがありますが、この条例を見ますと、町民の防災意識の高揚や防災技術の向上等、地域防災の確立を図るために設置すると明記されています。しかし機能していません。私、見に行きました。ここで防災意識の高揚、技術の向上に取り組まれた実績はないそうです。また河川に近く、ここは避難しても大丈夫か、建物の中には備蓄食糧もなく、ここの備蓄食糧は現在金屋のN T Tの建物に保管しているそうです。こういう状況です。水道も来ていません。こういう問題点が指摘されます。

3つ目、地域防災計画の中にダムの問題、ぜひこれは入れるべきだと思いますが、再度町長に求めておきたいと思えます。県の指導では、入れる必要がないということも聞いておりますけども、なぜだと聞いたら、安全だからと、先ほど町長は答弁しました。なぜ安全なのか、その根拠について、町長御存じでしたら、もしくは担当課長御存じでしたら、答弁をぜひ求めたいと思えます。

もう1つ、ダムの問題では地質の問題。このダムの右岸は御荷^{みか}錐^び破碎帯であって、専門家によりますと、こういうところへダムをこしらえるのが問題だということを以

前から指摘していますし、いつ大きな地震が起こったら、ダムが壊れなくても、まず地形が壊れて大きな水害になります。この点も十分に内容を組み立てていただきたいなということではありますが、この点いかがでしょうか。

先ほど、町長が自主防災組織について、私のことについて触れていただきましたけれども。私以前、つくるために区長の常任委員を集めて、担当課から説明に来てもらってつくる話をしたんですが、しかし、なかなか苦労しておりますけども、うまくいかない状況にあります。よく見てみますと、金屋地区と清水地域が進んでいないんです。特に金屋や40%台、清水でも50%を超えたぐらいですか。だから、そういう点ではやっぱりなかなかつくりにくい困難さがあると思うんです。その点も踏まえて、ぜひ担当課も一緒になって支援策をつくる上でのアドバイスをしていただきたいし、区長会などではぜひ言っていたきたいなと思っております。

それから、こども医療費についてであります。先ほどの答弁では、町長は実施に向けて進めていくということで確認させていただいているのかどうか、その点だけ確認させていただきたいと思います。

それから、3つ目の国保税の引き下げの問題でありますけども。これも国保税の税の引き下げについてお金の問題でどうするかということが中心になってまいりますけども、地方分権改革の中とかいろいろな中で、国保会計は自治事務ということになって、市町村の判断で自由にできるとなっておりますが、しかし肝心なところは、国はペナルティーをかけてくるという側面が1つでありますけども。しかし、自治事務になった限りは、そういう立場で進めていただきたいし、町長も過去の答弁で、単年度でも黒字になれば対応を考えるということも言っておりますので、その点ぜひお願いしたいんですが。

例えば、引き下げることの条件を示したいと思います。資料をお渡ししていますので見ていただけたらわかると思うんですが、1つは、保険給付費の平成18年度から22年度までの推移ですが、22億円から23億円で推移していて、大きな変化はなくて、安定している状況にあります。仮に急激な医療給付費が必要になったとしても、それはさまざまな調整交付金等で補てんされることになると思います。

2つ目は、基金の繰り入れ状況を見ていただきたいんですが、平成18年度は2億3,412万円余り、使ったのは7,499万円余り、1億5,913万円余りを不用額にしています。つまり使わずに済んでいると。19年度を見ましても、1億6,356万円余りを組んでいて、このときは使っていて1億4,257万円使って、残りが2,099万円。

それから、平成20年度は8,063万円余り組んで、全額不用額にしています。21年度は1億476万円余りを組んで、これも全額不用額にしています。22年度は、決算の確定は聞いておりませんが、この6月議会の専決処分の状況から見ると、3,500万円を組んでいて、全額不用額にしています。

それから、平成23年度は1億5,000万円の取り崩しを予定していますが、これかなりの不用額が出るのではないかと考えます。つまり、当初で大きく繰り入れて、ほとんど不用額で落とす状況が5年間の推移であって、そして基金取り崩し額の5年間の平均は4,351万円、年平均当初繰入額は1億2,360万円。ですから、年平均当初予算額の35%しか基金を取り崩していないという状況にあります。

3つ目は、基金の積み立て状況です。右側の数字です。平成20年の当初予算では、5万円の積み立てで設定していますが、実績は何と1億4,000万円余り、平成22年度も当初で106万7,000円でしたが、これも実績で見ますと5,606万円になっていると。恐らく23年度の決算もかなりの基金を積み立てられる状況になるのではないかとということが予想されます。

4つ目に、以上の3点を踏まえながら、国保税の引き上げたことや応能応益の比率の差がなくなってきて、応益の部分がふえて、所得がなくても土地や家族がおれば税がふえる計算になっています。ですから、年金生活者や自営業者には負担が重くなります。国保税が払えず、法定減免されていても、負担が重い世帯や、仕方なく分割払いをしなければならない世帯も多くなってきています。こういう方々は、医療機関にもなかなかかかれていません。せめて1世帯1万円、ぜひ検討を求めたい。

それから5つ目、国の基金保有額の指導についてであります。保険給付費の3年間の平均を出して、その5%以上を積み立てなさいという指導です。そうなりますと、有田川町の場合、1億1,300万円以上あればいいと。1億1,500万円を積み立てていれば、国からいってもクリアできると。だから今現在、3億7,000万円ぐらい基金がありますから、2億円ぐらいは使えますから、今の世帯数から見ると、4年間は取り崩せて、基金が1億5,000万円余るという計算になりますから、十分対応できると考えますが、いかがでしょうか。

それから、最後の機構改革についてであります。最後に質問して、企画財政課長に答えていただいたことになるんですけど、結局、班長にならない方々は結局どうなるんですかと。どういう対応になるのか、そしてだれがどのように、どのような基準に基づいてそれを選定するのか、明確にお答えいただきたいと思います。

これで2回目の質問を終わります。

○議長（新家 弘）

総務課長、山田清美君。

○総務課長（山田清美）

増谷議員の質問にお答えさせていただきます。

まず被害想定等の見直しなんですけども、これにつきましては有田川町地域防災計画の中で、計画の修正という形の中で、あくまでも和歌山県地域防災計画に準じて修正を行うという形になってます。それで、21年度におきましても修正はありました。ただ、これにつきましては、うちの防災計画のほうへ反映するという形のものではな

いという形で、先ほど町長も答弁しましたように、今回の東日本大震災を踏まえて、県のほうでも被害想定等、修正案をとります。それに基づきしたいと思っております。

また、減災という形につきましては、これにつきましてはアクションプログラムというものを平成21年12月に策定しております。これの目標は、先ほど町長が言いましたように、被害を半減さすという形の中で、短期、中期、長期という形の3つの項目に分けて、各項目別に進めていくということで、まず単純に短期であれば、せんだって行いましたマグネット等の配布によって防災意識をまず高めるということが、短期的な。それと中長期的であれば耐震公共施設等の耐震等について調査、耐震を行うという形の中で、10年をめどに進めていくという形になっております。また、避難所の見直し等につきましては、21年に見直しをした後で、また新たな施設ができております。そういう形の中で、今後どういうふうに対応できるかということについてもまた見直しをしていきたいなと思っております。

以上です。

○議長（新家 弘）

続いて、町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

避難場所、今、石垣の公民館の例も挙げてくれました。災害というのは大洪水ばかりと違って、台風とか火災とかいろんな災害があります。その中で石垣公民館もいろんな、ある被災には対応できるということで、これを入れております。先ほど申し上げたとおり、やっぱり避難場所、実際言うて完璧でないと思います。大災害が来れば、本当に部落が孤立するということになれば、この避難場所なんかも全然役に立たないということで、とにかく日ごろの町民の防災意識の向上と避難訓練、これは非常に今回の震災の参考にしてでも、町民の防災意識の高揚というのがまず第1だと思います。

東北の大震災でも多くの方がお亡くなりになったり、行方不明になってます。そのうちの約50%の方が、津波が来るというのに逃げなかったと。これは想定外と言われればそれまでですけども、まさか10メートルの堤防を越えて津波は来ないだろうということと、そういった意識でもうほとんどの人は震災の片づけをやったそうです。約半数の方が津波を全く気にしないで、半数の方が家の片づけをやっていたところへ大きな津波が来て、亡くなられたと聞いております。それでやっぱり、これからは、それぞれの地域で訓練とか、自主防災組織を立ち上げて、そういった方々をお願いをして、地域の避難場所が一番どこが適当か、あるいは孤立した場合にはどのように、この部落であればどのようにすれば一番ベストかということも、今後皆で検討していただきたいと思います。

それから、自主防災組織については、100%を目指すということで我々も、区長会はもうあるごとお願いしております。ただ、各区によってまだ50万円ぐらいの資機材をお渡しするわけなんですけれども、そういったこともいっつも知らなんだよと

いう話もされる区長さんも。区長さんも毎年毎年変わるんで、そういう部分もあります。それで今後もそういったいろんな資機材を提供できるんやでとか、そういう話もまた区長会はもうしょっちゅう会う機会がありますので、できるだけ100%、できない区については、幾つかの区がまとまってでもつくっていただけるように努力をしていきたいと思います。

それから、国保税の話でありますけれども、なるほど今のうちのこの基金残高から言えば、最低5%ぐらい積みという国の指針の中で、今の段階で言えば11%ぐらいになると思います。それと同時に、25%以上積んだらいけないという方針も出てますけれども、うちは確か11%台だと思います。ただ、この5年間の実績を見て、取り崩し額非常に少ないという話であります。これの1つの要因は、思ったよりか国保の税収が多かったということもあります。実は、22年度についても、非常にミカンが不作であったんで、多分たくさん税収が少なくて、取り崩し額要るだろうなと思ってたんですけども、おかげさんでミカンが非常に高値で取引されたという中で、税収も結構変わってきております。この国保税については、国保運営協議会審議会というのがありまして、こういったことも常に協議をいただいております。町民の医療体制というのはしっかりしていかなと、いろんなはやり病、これはもう願ったことではありませんけれども、いつ何どき大きな病気がはやるとか、そういうことを考えてやっぱりこのぐらいの基金は積んでおかなければならないんじゃないかなということでもあります。

それから、医療費の話もあったんかな。

こども医療費。先ほど答弁させてもらったように、1年間、様子を見た上で、前向きに実施できる方向で検討をさせていただきます。

また課長にその根拠を答弁させますけども、とにかくことし初めて市町村会で奥田村長が、このダムも危険ちゃうんかという、今までそんな話は、全然ダムについてはなかったです。急傾斜とか、学校はどうなとかあったんやけど、ダムについてもやっぱり見直す時期に来てるのちゃうかという質問があって、先ほど言うたように県知事も、「なるほど、そうだよな」と、それは一遍検討をさせていただきますという答弁は、みんなの前でいただいています。

○議長（新家 弘）

建設課長、東信行君。

○建設課長（東 信行）

それでは、答弁させていただきます。

町長答弁と重複するかなと思いますけども、根拠になるかどうかわかりませんが、綿密な地質調査をこのとおり行っていると聞いております。堅固に岩盤を選定して、耐震設計がなされたというふう聞いております。ダムの耐震の基準につきましては、強震帯、中震帯、それから弱震帯とこう3つあるそうです。二川ダムにつ

きましては、その強震帯の基準で設計されると書かれていると聞いております。

また今回、東日本大震災をもたらした東北地方・太平洋沖地震、それから兵庫県南部地震、中越地震など、近年の大規模地震においても、これらの地域における国及び県が管理する河川に設置されたダムでは、ダム本体の安全性にかかわるような大きな異常は発生しておらず、これらのことからダムは地震に対して十分に安全であることが確認されており、県のほうで聞いております。

以上でございます。

○議長（新家 弘）

企画財政課長、武内君。

○企画財政課長（武内宜夫）

増谷議員の御質問にお答えをしたいと思います。

班長になる人、どういう基準で選ぶのかと、こういうことになっております。この班長ということにつきましては、今現在の課長補佐が有力な候補であるということは、もちろん最重要であるとそういうふうに思っております。それ以外のことにつきましては、特に規定等はございません。よって従来どおりでございます。長が適任と判断した者を登用する、このようになるように考えております。

以上でございます。

○議長（新家 弘）

1 番、増谷君。

○1 番（増谷 憲）

再度質問させていただきます。

防災対策についてでありますけども。アクションプログラム等で被害想定目標があってどうのこうのという答弁でありましたけども、だから私が最初に言った防災目標をどう設定するかということで、心配しているのは、東北大地震であれだけの被害が出ていながら、想定目標が過小評価をしてれば、結局防災目標の値打ちがなくなるという点を言いたかったんです。その点をしっかり踏まえていただいて、対応をとっていただきたいということです。

それで、ダムの安全であるという根拠なんですけども。今、建設課長が答弁していただいた内容というのは、恐らく河川管理施設等構造例に基づいて答弁されたんじゃないかと思いますが。もしそうだとすれば、この構造例とあわせて施行規則もあります。課長、御存じですよ。ダムは、県でも聞いたら、じきにこういう構造例を出してくるわけですが、おかしいところがあるんです。この構造例ができたのは、1976年なんです。ところが、二川ダムができたのは1967年です。ですから、耐震の判断となる基準というのは、どこにもなくつくってるという現状なんです。ここが問題なんですよ、だから。先ほど答弁したことは、全く根拠にならないというふうに思います。ですから、安全性は確立されておられません。この点を指摘して、ぜひ県へも

その点は進言すべきだというふうに思います。この点を話をすると長くなりますのでもうやめますけども。

それから、自主防災組織について再度指摘しておきたいんですけども、各地で進んできて、資機材を購入したり、訓練もされてきていますが、その内容をお聞きしたら、担当課では把握されていないような一部状況がありますので、ぜひ資機材はどのようなを買っているか、もしくは訓練を毎年どういう形で、どんな訓練をしているかというのを自主防災組織で上げていただいて、町が把握するようにぜひしていただきたいということを申し上げておきたいと思います。

それから、国保についてでありますけども、私が先ほど5つの点に述べたことについて、町長はきちっとお答えいただけてないというふうに思うんですよ。だから十分対応できると。急激な病気の発生とかは、国から受け取る交付金で対応できるんですよ。だから、さっき示した資料を見ても、十分財源があるわけですから、せめて1万円ぐらい引き下げは可能だということを言っているわけです。ぜひ求めておきたいと思います。

それから最後の、機構改革の問題でありますけども、やはり最後は長の判断だということなんで、これはほんとうに職員間の中で不信を呼ぶことにならないかどうか心配しますので、私は同僚議員もさまざまな角度から質問していますし、部長制の導入についてはやはり時期尚早だと。課長の総意で判断すべきだということを申し上げて、私の質問を終わります。

○議長（新家 弘）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

まず、国保でありますけれども、現在、基金としてことし1億5,000万円、取り崩さなければ5億円余りあります。先ほど言うように、国民の健康というのが、町民の健康というのが一番大事でありますんで、今のところ11%ぐらいになってますけれども、このぐらいが妥当かなということで。また、国保運営審議会のほうでもまたこれは検討してもらいたいと思います。

それから、自主防災組織についてでありますけれども、いろんな訓練については、連絡をくれれば補助金も出してますし、連絡をくれれば消防本部の職員を必ず行かせるようにしてます。もしその訓練について把握できてないところがあれば、これもまた区長会でぜひ、そういうときは知らせてくれと、そして補助金も出るんやと、また指導にも行くということは徹底して伝えていきたいなと思います。

それから、班長はどないして決めるんなどいうんやけど、職務職階やけど、もう年功序列でだんだんを上がって行くというのは、これもおかしな話で、年功によって全部課長になったり係長になるというような制度というのはいつかは改めなければ、全部年功序列ということには、今後ならないと思ってます。そういう意味で、班長につ

いては慎重に選定をさせていただきたいと思います。

○議長（新家 弘）

以上で増谷憲君の一般質問を終わります。

お諮りします。

本日の会議は、これで延会にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前勢利夫）

異議なしと認めます。

本日は、これで延会にします。

なお、16番、竹本和泰君からの一般質問は、あす6月16日、木曜日、午前9時30分より行います。

~~~~~

延会 15時26分